

(1) 医療政策課 事業体系

		頁	
医療、介護を支える人材の確保	医師確保総合対策	— 熊本県医療対策協議会の運営(単)	161
		— 医師の無料職業紹介制度(ドクターバンク)事業	161
		— 寄附講座開設事業	161
		— 臨床研修医確保事業(単)	161
		— 医師修学資金貸与事業(単)	162
		— 女性医師支援事業(単)	162
		— 産科医等育成・確保支援事業(単)	162
		— 新生児医療担当医(新生児科医)確保事業(単)	162
		— 地域医療支援センター事業(単)	163
		— (新)総合診療専門医養成施設環境整備事業	163
	— 専門医認定支援事業	163	
	看護職員確保対策	— 看護師等養成所運営事業(単)	163
		— 看護師等養给力強化事業(単)	164
		— ナースセンター事業(単)	164
		— 看護教員等養成・研修事業(単)	164
		— 看護師等修学資金貸与事業(単)	164
		— 看護職員確保対策支援事業(単)	165
		— 病院内保育所運営事業(単)	165
		— 病院内保育所施設整備事業(単)	165
		— 病院内保育所初度設備整備事業(単)	165
— 新人看護職員研修事業(単)		166	
— 看護職員継続教育体制整備事業(単)		166	
— 地域保健関係職員等研修事業(単)		166	
— 専門性の高い看護職員の養成支援事業(単)		166	
— 准看護師のキャリアアップ支援事業(単)		167	
— 就労サポート事業(単)		167	
— 医療従事者就労環境改善支援事業(単)		167	
— 医療従事者勤務環境改善施設・設備整備事業(単)		167	
— 医療従事者宿舍施設整備事業(単)		168	
— (新)院内助産所・助産師外来設備整備事業(単)		168	
— (新)医療依存度の高い患者への在宅に向けた看護能力育成事業(単)		168	
— (新)看護補助者活用推進事業(単)	168		
— (新)潜在看護職員再就業研修支援事業(単)	169		
— (新)看護学生県内定着促進事業(単)	169		
— (新)高校生が一日看護学生と看護を体験する事業(単)	169		

医療体制の充実・強化	在宅医療・訪問看護の推進	在宅医療連携推進事業(単)	169
		在宅歯科医療確保対策事業	170
		在宅歯科診療器材整備事業	170
		在宅歯科医療連携室整備事業	170
		訪問看護ステーションICTシステム支援事業(単)	170
		訪問看護ステーション強化事業(単)	171
		(新)多様な住まいの場における看取り支援事業(単)	171
	へき地医療対策	へき地医療施設運営費補助	171
		へき地医療施設・設備整備事業	171
		自治医科大学負担金(単)	172
	救急・災害医療対策	救急医療施設運営費補助事業(救命救急センター)	172
		へり救急医療搬送体制整備事業	172
		災害派遣医療チーム支援事業(単)	172
		災害医療体制整備事業(単)	173
		医療施設耐震化整備事業(単)	173
	小児・周産期医療対策	小児医療対策事業	173
		重症心身障がい学寄附講座事業(単)	174
		周産期医療対策事業	174
		地域周産期中核病院等機能強化事業(単)	174
	脳卒中・急性心筋梗塞対策	脳卒中等医療推進事業(単)	175
脳卒中地域連携クリティカルパス推進事業(単)		175	
阿蘇医療圏医療連携推進事業(単)		175	
歯科医療対策	歯科医療確保対策事業(単)	176	
	へき地歯科診療支援事業	176	
	障がい児(者)摂食リハビリ・テーション等整備事業(単)	176	
	医科歯科病診連携推進事業(回復期)(単)	176	
	医科歯科連携訪問歯科診療用機器整備事業(単)	177	
	歯科衛生士リカバリー研修事業(単)	177	
医療提供体制の向上・医療安全対策	(新)地域医療構想策定事業(単)	177	
	医療施設等施設・設備整備費	177	
	有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	178	
	薬剤耐性菌感染防止に向けた地域ネットワーク構築事業(単)	178	
	感染管理専門医療職者育成支援事業(単)	178	
	地域医療広報・啓発事業(単)	178	
	地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業(単)	178	
	(新)回復期リハビリテーション機能強化事業(単)	179	
	医療勤務環境改善支援センター事業(単)	179	
	医療安全対策事業(単)	179	
医療機能情報提供事業	179		

## 熊本県医療対策協議会の運営単

(事業開始年度：平成19年度)

実施主体	県	負担割合	基金 10 / 10 (地域医療再生基金)
平成27年度予算額	6,294千円	(根拠法令等) 医療法第30条の23 熊本県地域医療再生計画	
平成26年度予算額	3,030千円		

### <目的>

総合的な医師確保対策の推進について協議、検討を実施するため、大学、医師会、公的医療機関、行政等を構成員とする熊本県医療対策協議会を開催する。

### <事業内容>

医療対策協議会を開催し、地域における医療機関の連携体制、医師の効果的な確保・配置対策の推進等の協議を行う。

## 医師の無料職業紹介制度(ドクターバンク)事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
平成27年度予算額	1,301千円	(根拠法令等) 医療法第30条の23 へき地保健医療対策実施要綱(H27.4.9医政発0409第28号) 医療施設運営費等補助金交付要綱(H26.6.20厚生労働省発医政0620第2号)	
平成26年度予算額	1,354千円		

### <目的>

地域医療への従事を希望する医師と地域の医療機関のマッチングの促進を図る。

### <事業内容>

医師及び医師を募集する医療機関を登録し、医師への職業斡旋を行う。

## 寄附講座開設事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	熊本大学	負担割合	別記(事業ごとに記載)
平成27年度予算額	180,000千円	(根拠法令等) 医療法第30条の23 熊本県地域医療再生計画	
平成26年度予算額	180,000千円		

### <目的>

地域の医療の課題研究、及び地域医療の専門医不足の解消を図る。

### <事業内容>

- (1) 地域医療システム学寄附講座(負担割合：基金 1 / 2 県 1 / 4 市町村 1 / 4)

熊本大学医学部附属病院に開設した講座と連携して地域医療における課題解決を進めていくとともに、地域からの要望が強い総合医の養成を支援する。

- (2) 地域専門医療推進学寄附講座(負担割合：基金 10 / 10 (地域医療再生基金))

専門医派遣のシステム構築を目的とした講座を開設し、地域への医師派遣を促進する。

## 臨床研修医確保事業

(事業開始年度：平成19年度)

実施主体	事業1：県 事業2：県(委託先：熊本大学)	負担割合	基金 1 / 2 (地域医療介護総合基金(医療分)) 基金 1 / 2 (地域医療再生基金)
平成27年度予算額	13,518千円	(根拠法令等) 医療法第30条の23 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県地域医療再生計画 臨床研修費等補助金交付要綱	
平成26年度予算額	13,398千円		

### <目的>

県内における臨床研修医の確保を図る。

### <事業内容>

- 臨床研修病院合同説明会への参加や広報誌等の作成により、県内外の医学部生等へ情報発信をし、臨床研修医の確保を図る。
- 臨床研修医の指導を行う指導医を養成して、臨床研修の充実を図る。

医師修学資金貸与事業 単

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	県	負担割合	地域枠：基金 10 / 10 (地域医療再生基金) 一般枠：基金 10 / 10 (地域医療介護総合基金(医療分))
平成27年度予算額	74,610千円	(根拠法令等) 医療法第30条の23 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県地域医療再生計画 熊本県医師修学資金貸与条例	
平成26年度予算額	65,996千円		

<目的>

地域医療を担う医師を養成する。

<対象>

熊本大学医学部生(地域枠(定員5名):推薦入試(地域枠)で入学した者、一般枠(定員5名):左記以外)

<事業内容>

知事が指定する病院等で一定以上の期間従事することを返還免除の要件とする修学資金を貸与する。

第1号被貸与者(入学後(編入学、転入学を除く)1年以内に被貸与者となった者):貸与期間の1.5倍の期間

第2号被貸与者(編入学・転入学後に被貸与者となった者、入学後1年を経過した後に被貸与者となった者):貸与期間に3年を加えた期間

女性医師支援事業 単 (女性医師キャリア支援センター事業)

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	県(委託先:熊本市医師会、熊本大学)	負担割合	基金 1 / 2 (地域医療介護総合基金(医療分)) 基金 1 / 2 (地域医療再生基金)
平成27年度予算額	5,532千円	(根拠法令等) 医療法第30条の23 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県地域医療再生計画	
平成26年度予算額	5,952千円		

<目的>

女性医師の離職防止及び復職支援を図る。

<事業内容>

女性医師キャリア支援センターを委託して設置し、結婚・出産等を契機として課題を抱えがちな女性医師に対して、相談対応や情報提供等の復職・就業継続支援を行う。また、地域医療支援センターにて研修を実施し、女性医師のキャリア形成支援を行う。

産科医等育成・確保支援事業 単

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	医療機関	負担割合	基金 1 / 3 (地域医療介護総合基金(医療分)) 事業者 2 / 3
平成27年度予算額	41,765千円	(根拠法令等) 医療法第30条の23 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県産科医等育成事業費補助金交付要領 熊本県産科医確保支援事業費補助金交付要領	
平成26年度予算額	40,991千円		

<目的>

産科医等の処遇を改善し、その確保を図る。

<事業内容>

分娩手当等を支給する分娩取扱機関に対して助成する。

新生児医療担当医(新生児科医)確保事業 単

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	医療機関	負担割合	基金 1 / 3 (地域医療介護総合基金(医療分)) 事業者 2 / 3
平成27年度予算額	1,795千円	(根拠法令等) 医療法第30条の23 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県新生児医療担当医(新生児科医)確保事業費補助金交付要領	
平成26年度予算額	2,133千円		

<目的>

NICU担当医等の処遇を改善し、その確保を図る。

<事業内容>

新生児担当医手当等を支給するNICU医療機関に対して助成する。

地域医療支援センター事業 単

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	県(委託先：熊本大学)	負担割合	基金 1 / 2 (地域医療介護総合基金(医療分)) 基金 1 / 2 (地域医療再生基金)
平成27年度予算額	44,972千円	(根拠法令等) 医療法第30条の23 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県地域医療再生計画 熊本県地域医療支援機構設置要綱	
平成26年度予算額	40,000千円		

<目的>

県内における医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足医療機関の医師確保の支援等を行う。

<事業内容>

地域で医師を育てる仕組みや地域と熊本市内の医療機関を医師が循環して勤務できるシステムづくりを行う。

新 総合診療専門医養成施設環境整備事業 単

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	医療機関(熊本大学地域医療実践教育拠点が設置された病院)	負担割合	基金 1 / 2 (地域医療介護総合基金(医療分)) 事業者 1 / 2
平成27年度予算額	1,500千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条	
平成26年度予算額	0千円		

<目的>

医師が地域で勤務することの不安を解消し、医師が地域医療に従事していても計画的に専門医資格を取得できるための支援を行う。

<事業内容>

総合診療専門医養成のために熊本大学が設置するサテライト教育施設の環境整備に係る経費を助成する。

専門医認定支援事業 単

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	医療機関	負担割合	国 1 / 2 事業者 1 / 2
平成27年度予算額	9,807千円	(根拠法令等) 熊本県専門医認定支援事業補助金交付要領 専門医認定支援事業実施要綱(H26.6.20医政発0620第6号) 医療施設運営費等補助金交付要綱(H26.6.20厚生労働省発医政0620第2号)	
平成26年度予算額	2,544千円		

<目的>

新たな専門医認定が円滑に構築されるよう、研修を行う医療機関に対する専門医の養成プログラムの作成支援を行う。

<事業内容>

新たな専門医制度における認定基準を踏まえた、以下の養成プログラムの作成に対して補助を行う。

総合診療専門医の養成プログラム

初期診療が地域で幅広く求められる診療領域(総合診療専門医以外の18専門医)で都市部と地域をローテーションする内容の養成プログラム

看護師等養成所運営事業 単

(事業開始年度：昭和45年度)

実施主体	看護師等養成所	負担割合	基金 10 / 10 (地域医療介護総合基金(医療分))
平成27年度予算額	190,708千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県看護師等養成所運営事業費補助金交付要領	
平成26年度予算額	185,784千円		

<目的>

看護師等養成所における教育内容の充実を図る。

<事業内容>

看護師等養成所運営事業を行う学校法人、一般社団法人等に対して人件費・教材費等の経費等を助成する。

看護師等養力強化事業 単

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	看護師等養成所	負担割合	別記(事業ごとに記載)
平成27年度予算額	10,451千円	(根拠法令等) 熊本県地域医療再生計画 熊本県看護師等養力強化事業費補助金交付要領	
平成26年度予算額	10,435千円		

< 目的 >

看護師等養成所の専任教員の資質の向上を図り、看護学生の看護実践能力の強化を図る。

< 事業内容 >

養成所の教員が、専任教員等の資格取得のために6か月以上の長期研修を受講する場合、次の経費に助成する。

- 1 研修受講費(負担割合：基金1/2(地域医療再生基金) 事業者1/2)
- 2 代替職員雇用に係る経費(負担割合：基金10/10(地域医療再生基金))

ナースセンター事業 単

(事業開始年度：平成4年度)

実施主体	県(委託先：熊本県看護協会)	負担割合	基金10/10(地域医療介護総合基金(医療分))
平成27年度予算額	22,260千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 看護師等の人材確保の促進に関する法律	
平成26年度予算額	11,660千円		

< 目的 >

医療機関等の看護職員の確保や在宅医療の推進等を図る。

< 事業内容 >

- 1 ナースバンク事業：就業希望者の登録、無料職業紹介、看護に関する普及啓発、離職看護職員の届出等
- 2 訪問看護支援事業：訪問看護相談

看護教員等養成・研修事業 単 (事業開始年度：事業1-平成12年度、事業2-平成6年度、事業3-平成27年度)

実施主体	別記(事業ごとに記載)	負担割合	基金10/10(地域医療介護総合基金(医療分))
平成27年度予算額	7,041千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン(H27.3.31医政発0331第21号) 保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱(H27.1.6医政発0106第2号)	
平成26年度予算額	3,712千円		

< 目的 >

医療の高度化・専門化に対応し、教育内容の向上を図ることで、看護教員及び実習指導者等の質の向上を図る。

< 事業内容 >

- 1 看護教員継続教育研修事業(事業主体：県)  
カリキュラム改正に対応した教育の実施や看護教員の成長段階別研修を実施する。
- 2 実習指導者養成講習会事業(事業主体：県(委託先：熊本県看護協会))  
看護学生の実習指導者を養成し、看護教育の充実を図るため、実習指導者が学生指導に必要な知識・技術を習得するための講習会を開催する。(年1回開催 期間：40日間、定員50人程度)
- 3 質の高い実習指導教員養成事業(事業主体：県(委託先：熊本大学))  
看護師等学校養成所における実習指導教員の養成と質の向上を目指し、研修会等を開催する。

看護師等修学資金貸与事業 単

(事業開始年度：昭和37年度)

実施主体	県	負担割合	基金10/10(地域医療介護総合基金(医療分))
平成27年度予算額	58,456千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県看護師等修学資金貸与条例等	
平成26年度予算額	44,626千円		

< 目的 >

県内に就業する保健師、助産師、看護師及び准看護師の確保・定着を図る。

< 事業内容 >

看護師等学校養成所に在学する者の修学を容易にし、県内定着を図るため、県内の看護師等の確保が困難な施設等に一定期間従事すれば返還が免除される修学資金を貸与する。

### 看護職員確保対策支援事業 単

(事業開始年度：平成23年度)

実施主体	県(委託先：熊本県看護協会)	負担割合	基金10/10(地域医療再生基金)
平成27年度予算額	9,969千円	(根拠法令等) 看護師等の人材確保の促進に関する法律 熊本県地域医療再生計画	
平成26年度予算額	18,803千円		

< 目的 >

看護職員確保が困難な病院等から相談を受け、看護職員確保に係る課題を把握し環境改善に取り組み、効果的な看護師確保対策を実施することで、県民への安心・安全な医療と看護を提供する。

< 事業内容 >

- 1 魅力ある病院づくり支援事業
- 2 看護職員確保対策推進会議、看護職員確保に係る相談窓口の設置・運営

### 病院内保育所運営事業 単

(事業開始年度：昭和49年度)

実施主体	医療機関	負担割合	基金2/3(地域医療介護総合基金(医療分)) 事業者1/3
平成27年度予算額	103,352千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県病院内保育所運営事業費補助金交付要領	
平成26年度予算額	32,947千円		

< 目的 >

病院内保育所の運営を支援することにより、子どもを持つ医療従事者の離職防止及び再就業の促進を図る。

< 事業内容 >

病院内保育施設の運営に必要な経費の一部に対して助成する。(保育料、保育児童数、保育時間及び保育士数等が所定の要件を満たす場合、保育士等の人件費相当分の運営費に対して助成する。)

### 病院内保育所施設整備事業 単

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	医療機関	負担割合	基金1/3(地域医療介護総合基金(医療分)) 事業者2/3
平成27年度予算額	24,715千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県病院内保育所施設整備事業費補助金交付要領	
平成26年度予算額	9,298千円		

< 目的 >

病院内保育所の施設整備を支援することにより、子どもを持つ医療従事者の離職防止及び再就業の促進を図る。

< 事業内容 >

医療機関等における病院内保育所の新築又は定員増に伴う増改築及び病児等保育室の整備に必要な経費の一部に対し助成する。

### 病院内保育所初度設備整備事業 単

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	医療機関	負担割合	基金1/3(地域医療介護総合基金(医療分)) 事業者2/3
平成27年度予算額	1,998千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県病院内保育所初度設備整備事業費補助金交付要領	
平成26年度予算額	1,998千円		

< 目的 >

新設する病院内保育所の初度設備整備を支援することにより、子どもを持つ医療従事者の離職防止及び再就業の支援の促進を図る。

< 事業内容 >

医療機関等が新設する病院内保育所の初度設備整備(備品購入を含む)に必要な経費の一部に対し助成する。

## 新人看護職員研修事業 単

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	別記(事業ごとに記載)	負担割合	別記(事業ごとに記載)
平成27年度予算額	32,907千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 保健師助産師看護師法 看護師等の人材確保の促進に関する法律	
平成26年度予算額	32,907千円		

### <目的>

新人看護職員の早期離職防止、医療安全の確保のため、新人看護職員が1年間のOJTを計画的に受けられるように、医療機関等の新人看護職員研修体制整備を支援するとともに、研修責任者等研修を実施する。

### <事業内容>

- 1 新人看護職員研修事業(実施主体：医療機関、負担割合：基金1/2(地域医療介護総合基金(医療分)) 事業者1/2) 病院等の新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することで看護の質の向上と早期離職防止を図る。
- 2 研修責任者等研修事業(実施主体：県(委託先：熊本県看護協会)、負担割合：基金10/10(地域医療介護総合基金(医療分))) 研修責任者等がガイドラインに示されている新人看護職員研修の実施に必要な能力を習得し、適切な研修実施体制を確保する。

## 看護職員継続教育体制整備事業 単

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	県(委託先：熊本県立大学)	負担割合	基金10/10(地域医療再生基金)
平成27年度予算額	12,749千円	(根拠法令等) 保健師助産師看護師法 看護師等の人材確保の促進に関する法律 熊本県地域医療再生計画	
平成26年度予算額	12,700千円		

### <目的>

看護職員の資質の向上、確保を促進するために、県内の看護職員がどこにいても必要な研修を受けられるよう、継続教育の拠点を整備し、研修等を実施する。また、地域の看護管理を担う保健師の教育体制を強化する。

### <事業内容>

- 1 10圏域における教育プログラムの検討・実施
- 2 教育体制の拠点整備
- 3 研修情報の一元化
- 4 新人保健師へのアドバイザー派遣
- 5 中堅保健師コンサルテーション事業

## 地域保健関係職員等研修事業 単

(事業開始年度：平成6年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	855千円	(根拠法令等) 地域保健法、地域保健対策の推進に関する基本的な指針	
平成26年度予算額	900千円		

### <目的>

地域の実情に応じた保健活動が行えるよう新任保健師に対する現任教育を行うなど、これからの地域保健を担う人材の育成及び資質の向上を図る。

### <事業内容>

- 1 保健師現任教育
- 2 保健師派遣研修事業
- 3 保健師学生等実習指導

## 専門性の高い看護職員の養成支援事業 単

(事業開始年度：平成23年度)

実施主体	医療機関	負担割合	基金1/2(地域医療再生基金) 事業者1/2
平成27年度予算額	24,010千円	(根拠法令等) 保健師助産師看護師法 看護師等の人材確保の促進に関する法律 熊本県地域医療再生計画	
平成26年度予算額	24,010千円		

### <目的>

看護体制の拡充と看護の質の向上を図るため、医療機関等において特定の分野で熟練した看護技術と知識を用いた看護を実践する認定看護師等の育成を推進する。

### <事業内容>

医療機関に勤務する看護師が、認定看護師等の資格を取得するために要した費用の一部を助成する。また、認定看護師等の資格取得に必要な期間の代替職員の人件費を助成する。



## 准看護師のキャリアアップ支援事業 単

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	医療機関等	負担割合	基金 1 / 2 (地域医療介護総合基金(医療分)) 事業者 1 / 2
平成27年度予算額	12,200千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 看護師等の人材確保の促進に関する法律	
平成26年度予算額	12,200千円		

< 目 的 >

准看護師のキャリアアップを促進し、質の高い看護職員の確保を図る。

< 事業内容 >

勤務先の医療機関等が看護師2年課程に修学中の准看護師に対し、奨学金を支給する場合にその一部を助成する。

## 就労サポート事業 単

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	県	負担割合	基金 1 0 / 1 0 (地域医療介護総合基金(医療分))
平成27年度予算額	1,182千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 保健師助産師看護師法 看護師等の人材確保の促進に関する法律	
平成26年度予算額	1,498千円		

< 目 的 >

看護学生の県内就業・定着の促進を図る。

< 事業内容 >

看護師等学校養成所、医療機関、訪問看護ステーション等の情報交換及び交流会の開催

## 医療従事者就労環境改善支援事業 単

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	医療機関	負担割合	基金 1 / 2 (地域医療介護総合基金(医療分)) 事業者 1 / 2
平成27年度予算額	2,290千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県医療従事者就労環境改善支援事業費補助金交付要領	
平成26年度予算額	3,435千円		

< 目 的 >

厳しい勤務環境に置かれる医療従事者が健康で安心して働き続けることが可能となるよう、短時間正社員制度をはじめとする多様な勤務形態の整備を促進することにより、医療機関における医療従事者の就労環境の改善を図る。

< 事業内容 >

制度の導入・改正に当たり必要な院内検討会議や研修に必要な経費及び新たに導入した制度を活用し雇用する短時間正規職員経費にに対し助成する。

## 医療従事者勤務環境改善施設・設備整備事業 単

(事業開始年度：平成14年度)

実施主体	医療機関	負担割合	基金 1 / 3 (地域医療介護総合基金(医療分)) 事業者 2 / 3
平成27年度予算額	17,501千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県医療従事者勤務環境改善施設・設備整備事業費補助金交付要領	
平成26年度予算額	21,482千円		

< 目 的 >

医療従事者が働きやすい合理的な病棟づくりなど勤務環境改善整備を支援することにより、医療従事者の離職防止を図る。

< 対 象 >

- 1 業務見直し改善検討委員会等を設置し、業務の改善に積極的に取り組んでいる病院
- 2 院内研修等独自に離職防止対策を実施している病院

< 事業内容 >

### 1 施設整備事業

病院の処置室、カンファレンスルーム、仮眠室及びナースステーション等の拡張や新設により医療従事者が働きやすい合理的な病棟づくりとするための施設整備事業

### 2 設備整備事業(新)

医療従事者の業務省力化につながる設備・システムや機器等の導入に係る設備整備事業

### 医療従事者宿舎施設整備事業単

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	医療機関	負担割合	基金 1 / 3 (地域医療介護総合基金(医療分)) 事業者 2 / 3
平成27年度予算額	29,452千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県医療従事者宿舎施設整備事業費補助金交付要領	
平成26年度予算額	18,466千円		

< 目的 >

医療従事者の離職防止対策の一環として、医療従事者宿舎の個室整備を行うことにより、医療従事者の定着促進を図る。

< 事業内容 >

医療機関の医療従事者宿舎の個室整備に伴う新築、増改築、改修に要する工事費又は交付請負費に対し助成する。

### 新 院内助産所・助産師外来設備整備事業単

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	産科又は産婦人科の診療科を有する医療機関	負担割合	基金 2 / 3 (地域医療介護総合基金(医療分)) 事業者 1 / 3
平成27年度予算額	2,540千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県院内助産所・助産師外来設備整備事業費補助金交付要領	
平成26年度予算額	0千円		

< 目的 >

産科病院・産科診療所において助産師を積極的に活用し、正常産を助産師が担うことで、医師不足・分娩施設の減少への対応、また、妊産婦の妊娠・出産・育児に対する多様なニーズに対応できる体制整備を図る。

< 事業内容 >

新たに「院内助産所」及び「助産師外来」を開設する場合に必要な医療機器等の備品等の購入費に対し助成する。

### 新 医療依存度の高い患者への在宅に向けた看護能力育成事業単

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	県(委託先：熊本大学)	負担割合	基金 1 0 / 1 0 (地域医療介護総合基金(医療分))
平成27年度予算額	3,688千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 看護師等の人材確保の促進に関する法律	
平成26年度予算額	0千円		

< 目的 >

医療依存度の高い患者等の在宅医療を推進するため、看護職員の実践能力の向上を図る体制を整備する。

< 事業内容 >

急性期以外の病院及び在宅関連施設で勤務する看護職員が、医療依存度の高い患者に対する看護実践能力を身につけるための研修等を実施する。

### 新 看護補助者活用推進事業単

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	県(委託先：熊本県看護協会)	負担割合	基金 1 0 / 1 0 (地域医療介護総合基金(医療分))
平成27年度予算額	1,036千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 看護師等の人材確保の促進に関する法律	
平成26年度予算額	0千円		

< 目的 >

看護職員の業務負担を軽減し、専門性を必要とする業務に専念させるため、医療機関における看護補助者の活用を推進する。

< 事業内容 >

看護補助者の管理者を対象とした研修を実施する。

### 新 潜在看護職員再就業研修支援事業 単

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	県(委託先：熊本県看護協会)	負担割合	基金10/10(地域医療介護総合基金(医療分))
平成27年度予算額	12,199千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 看護師等の人材確保の促進に関する法律	
平成26年度予算額	0千円		

<目的>

県内潜在看護職員の掘り起こし及び再就業を支援することにより、県内の看護職員の確保を促進する。

<事業内容>

潜在看護職員を対象とした定期的な再就業支援研修会を実施する。

### 新 看護学生県内定着促進事業 単

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	看護師等学校養成所	負担割合	基金10/10(地域医療介護総合基金(医療分))
平成27年度予算額	10,291千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 看護学生県内定着促進事業費補助金交付要領	
平成26年度予算額	0千円		

<目的>

看護学生の県内定着を促進するため、看護師等学校養成所の取組みを支援し、県内看護職員の確保を図る。

<事業内容>

看護師等学校養成所が行う看護学生の県内定着促進に係る経費に対し助成する。

### 新 高校生が一日看護学生と看護を体験する事業 単

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	県(委託先：熊本県看護協会)	負担割合	基金10/10(地域医療介護総合基金(医療分))
平成27年度予算額	2,011千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 看護師等の人材確保の促進に関する法律	
平成26年度予算額	0千円		

<目的>

高校生に、実際の看護の体験や、看護学生の体験を通して看護の心を理解してもらうことにより、看護職を志望する者の掘り起こしを図る。

<事業内容>

看護に関心がある県内高校生を対象に、病院等における一日看護体験及び看護師等学校養成所における一日看護学生体験を実施する。

### 在宅医療連携推進事業 単

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	県	負担割合	別記(事業ごとに記載)
平成27年度予算額	90,184千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県地域医療再生計画 熊本県保健医療計画	
平成26年度予算額	99,193千円		

<目的>

病気になっても安心して暮らせるよう、訪問診療や訪問看護などの在宅医療を県内全域で利用できる体制の整備を図る。

<事業内容>

- 在宅医療連携体制推進事業(負担割合：基金10/10(地域医療介護総合基金(医療分)))  
在宅医療の現状・課題の抽出、分析、対応策、多職種連携のあり方などについて検討するため、在宅医療連携体制検討協議会を開催する。また、地域毎(保健所単位)に在宅医療連携体制検討地域会議を開催する。
- 在宅医療多職種研修事業(負担割合：基金10/10(地域医療介護総合基金(医療分)))  
多職種が参加する研修などを通じて、医療と福祉の連携を体験しながら在宅医療関係者の連携意識の向上、顔の見える関係の構築、在宅医療の普及促進を図る。
- 在宅医療連携拠点事業(負担割合：基金10/10(地域医療再生基金))  
在宅医療を推進するために、医療、介護、行政等の多職種が組織の枠を超えて連携する体制を構築するために在宅医療連携拠点を整備し、他職種参加による検討会議や研修会を開催、地域住民や在宅医療関係者への普及啓発研修会等を開催する。

在宅歯科医療確保対策事業

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	別記(事業ごとに記載)	負担割合	別記(事業ごとに記載)
平成27年度予算額	6,411千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県地域医療再生計画 熊本県保健医療計画 熊本県歯科保健医療計画	他
平成26年度予算額	6,930千円		

<目的>

在宅歯科診療機器の整備や人材育成等により、在宅歯科医療提供体制の充実を図る。

<事業内容>

- 1 在宅介護歯科口腔保健推進設備整備事業(事業主体：医療機関、負担割合：国1/2、事業者1/2)  
在宅歯科医療を実施している歯科医療機関の介護者に対する指導や口腔ケアに必要な医療機器の購入費に対して助成する。
- 2 在宅歯科医療推進事業(事業主体：県(委託先：熊本県歯科医師会)、負担割合：基金10/10(地域医療介護総合基金(医療分)))  
在宅歯科医療の推進体制の整備を図るために、訪問歯科診療に携わる人材の育成、県民に対する周知啓発、及び在宅歯科医療に関する状況調査等を行う。

在宅歯科診療器材整備事業

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	医療機関	負担割合	基金1/2(地域医療介護総合基金(医療分))事業者1/2
平成27年度予算額	15,000千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県保健医療計画 熊本県歯科保健医療計画	
平成26年度予算額	30,000千円		

<目的>

在宅歯科診療機器の整備により、在宅療養支援歯科診療所の登録を増加させ、県下全域での訪問歯科診療サービスの提供を可能にする。

<事業内容>

訪問歯科診療を行う歯科診療所での訪問歯科診療車や、安心・安全な在宅歯科医療実施のために必要な機器整備に対して助成する。

在宅歯科医療連携室整備事業

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	医療機関	負担割合	基金1/2(地域医療介護総合基金(医療分))事業者1/2
平成27年度予算額	1,335千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県保健医療計画 熊本県歯科保健医療計画	
平成26年度予算額	1,275千円		

<目的>

入院から在宅へ移行する際、口腔ケアを受けるための相談窓口や、訪問歯科診療を行う歯科医療機関の紹介、また医療・介護の間での連携の窓口として機能する在宅歯科医療連携室を整備する。

<事業内容>

在宅歯科医療連携室に係る給料、旅費、需用費に対して補助をする。

訪問看護ステーションICTシステム支援事業 単

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	熊本県看護協会、訪問看護ステーション	負担割合	基金10/10(地域医療介護総合基金(医療分))
平成27年度予算額	20,627千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県保健医療計画	
平成26年度予算額	2,940千円		

<目的>

訪問看護ステーションの業務を効率化させるシステムを導入し、訪問看護提供体制を強化する。

<事業内容>

訪問看護ステーションシステム開発及び運用支援並びに訪問看護ステーションIT機器導入支援事業

## 訪問看護ステーション強化事業 単

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	訪問看護ステーション	負担割合	基金 1 / 2 (地域医療再生基金) 事業者 1 / 2
平成27年度予算額	48,352千円	(根拠法令等) 熊本県地域医療再生計画 熊本県保健医療計画 高齢者ががやきプラン	
平成26年度予算額	58,873千円		

<目的>

訪問看護提供体制を整備する。

<事業内容>

訪問看護師の常勤換算4人未満の小規模訪問看護ステーションに対し、運営体制の拡充及び提供体制の強化を行うため、人件費の一部及び研修費用の一部を助成する。

## 多様な住まいの場における看取り支援事業 単

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	県(委託先：熊本県看護協会)	負担割合	基金 10 / 10 (地域医療介護総合基金(医療分))
平成27年度予算額	6,671千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条	
平成26年度予算額	1,692千円		

<目的>

高齢者の住まいの場が多様化する中、住み慣れた地域(自宅等)で安心して最期の時を迎えられるよう、在宅看取りの体制整備を行う。

<事業内容>

在宅看取りの実態調査や関係者の研修、住民への普及啓発を委託し、実施する。

## へき地医療施設運営費補助

(事業開始年度：昭和32年度)

実施主体	事業1：県 事業2：へき地医療拠点病院 事業3：へき地診療所	負担割合	事業1：国 1 / 2 県 1 / 2 事業2：国 1 / 2 県 1 / 2 事業3：国 2 / 3 市町村 1 / 3
平成27年度予算額	37,728千円	(根拠法令等) へき地保健医療対策等実施要綱(H27.4.9医政発0409第28号) 医療施設運営費等補助金交付要綱(H26.6.20厚生労働省発医政0620第2号)	
平成26年度予算額	38,399千円		

<目的>

へき地における医療の確保を図る。

<事業内容>

- 1 「熊本県へき地医療支援機構」の運営により、へき地医療対策の各種事業を円滑かつ効率的に実施する。
- 2 へき地医療拠点病院の運営に対して助成する。
- 3 へき地診療所の運営に対して助成する。

## へき地医療施設・設備整備事業

(事業開始年度：昭和54年度)

実施主体	事業1：へき地医療拠点病院 事業2：へき地診療所	負担割合	事業1：国 1 / 2 県 1 / 2 事業2：国 2 / 3 市町村 1 / 3
平成27年度予算額	85,867千円	(根拠法令等) へき地保健医療対策等実施要綱(H27.4.9医政発0409第28号) 医療施設運営費等補助金交付要綱(H26.6.20厚生労働省発医政0620第2号)	
平成26年度予算額	100,239千円		

<目的>

へき地における医療の確保を図る。

<事業内容>

- 1 へき地医療拠点病院の施設及び設備整備に対して助成する。
- 2 へき地診療所の施設及び設備整備に対して助成する。

自治医科大学負担金 単

(事業開始年度：昭和47年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10
平成27年度予算額	129,800千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	131,200千円	全国知事会における負担額の承認	

<目的>

へき地医療を担う医師の養成を行い、県内のへき地等における医療の確保と向上を図る。

<事業内容>

へき地等の地域医療に従事する医師の養成を目的として、各都道府県が共同出資して設立した自治医科大学の経費を負担する。

救急医療施設運営費補助事業 (救命救急センター)

(事業開始年度：昭和52年度)

実施主体	救命救急センター	負担割合	国 1 / 3、県 1 / 3、事業主体 1 / 3
平成27年度予算額	80,000千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	80,000千円	救急医療対策事業実施要綱 (H27.4.9医政発0409第19号)	

<目的>

県内の救急医療体制を確保するため、三次救急医療体制の充実、確保を図る。

<事業内容>

重篤な救急患者に対応するため、救命救急センター運営事業の運営経費を助成する。

ヘリ救急医療搬送体制整備事業

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	別記 (事業ごとに記載)	負担割合	別記 (事業ごとに記載)
平成27年度予算額	233,814千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	215,915千円	熊本県地域医療再生計画 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に対する特別措置法 救急医療対策事業実施要綱 (H27.4.9医政発0409第19号)	

<目的>

治療開始までの時間短縮や、高次医療機関への迅速な搬送を行うため、防災消防ヘリとドクターヘリが互いの特性を生かした「熊本型」のヘリ救急搬送体制を推進する。

<事業内容>

- 1 ドクターヘリ運営費補助事業 (事業主体：熊本赤十字病院、負担割合：国 1 / 2、県 1 / 2 (地域医療再生基金))  
ドクターヘリの運航に要する経費を助成する。
- 2 ヘリ救急医療提供体制整備事業 (事業主体：熊本赤十字病院、負担割合：県 10 / 10)  
電波法関係審査基準の改正に伴う熊本赤十字病院に設置している消防・救急無線のデジタル方式への移行に要する経費を助成する。
- 3 地域救急医療支援事業 (事業主体：熊本医療センター、負担割合：県 1 / 3、事業主体：2 / 3)  
搬送先が決まらない患者の最終受入のための空床確保に要する経費を助成する。

災害派遣医療チーム支援事業 単

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	県、災害拠点病院等	負担割合	県 10 / 10
平成27年度予算額	2,701千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	2,762千円	日本DMAT活動要領 熊本県災害派遣医療チーム (熊本DMAT) 運営要綱	

<目的>

災害医療の専門的な訓練を受けた医療チーム (DMAT) を保有する医療機関と派遣に関する協定を締結し、地域版DMATである熊本DMATを組織することにより、災害時の医療体制の充実を図り、もって被災者の救命率の向上及び後遺症の軽減に資する。

<事業内容>

- ・熊本DMATの運用計画等を協議する熊本DMAT運営会議の開催
- ・災害医療活動時の不慮の事故に備え、DMAT隊員の傷害保険について、県が一括して加入
- ・熊本DMATの隊員養成及び技能維持を目的とした研修の開催
- ・国が主催する広域医療搬送訓練に参加するDMAT等の参加経費の助成

災害医療体制整備事業 単

(事業開始年度：平成23年度)

実施主体	県、災害拠点病院等	負担割合	基金 10 / 10 (地域医療再生基金)
平成27年度予算額	8,735千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	7,290千円	熊本県地域医療再生計画	

<目的>

災害拠点病院が主催して実施する訓練、研修や県と災害時の医療救護に関する協定を締結した団体に対する研修の開催経費を助成することで県下全域の災害医療体制の整備を進める。

<事業内容>

- ・災害拠点病院が地域で行う訓練、研修の開催経費に対する助成
- ・災害医療に関する検討会の開催経費等
- ・県と災害時の医療救護に関する協定を締結した団体が実施する研修の開催経費に対する助成

医療施設耐震化整備事業 単

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	災害拠点病院、二次救急医療機関(精神含む)	負担割合	基金 10 / 10 (医療施設耐震化臨時特例基金)
平成27年度予算額	940,350千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	1,161,208千円	医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領 熊本県医療施設耐震化整備事業実施要領	

<目的>

地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図る。

<事業内容>

大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の耐震化整備に要する経費に対して助成する。

小児医療対策事業

(事業開始年度：平成14年度)

実施主体	別記(事業ごとに記載)	負担割合	別記(事業ごとに記載)
平成27年度予算額	165,492千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	156,483千円	医療介護総合確保推進法第4条 救急医療対策事業実施要綱	

<目的>

小児(救急)医療の確保を図る。

<事業内容>

- 1 小児救急医療拠点病院運営事業(事業主体：天草郡市医師会・熊本市医師会、負担割合：基金 10 / 10 (地域医療介護総合基金(医療分)))  
入院加療を要する重症の小児救急患者を広域で常時受け入れる病院である小児救急医療拠点病院の運営経費を助成する。
- 2 小児救命救急センター運営事業(事業主体：日本赤十字社熊本県支部、負担割合：国 1 / 3 事業主体 2 / 3)  
診療科領域を問わず、全ての重篤な小児救急患者を受け入れる小児救命救急センターの運営経費を助成する。
- 3 小児救急電話相談事業【#8000】(事業主体：県(委託先：熊本県医師会)、負担割合：基金 10 / 10 (地域医療介護総合基金(医療分)))  
子どもを抱える保護者の不安を解消するため、県下全域を対象として、看護師等が、夜間における小児の急病等の電話相談に対応する。【受付時間 午後7時～午前0時】
- 4 小児医療体制検討会議 単(事業主体：県、負担割合：基金 10 / 10 (地域医療介護総合基金(医療分)))  
小児医療体制の検討を行うため、大学、県下の小児医療機関・消防等の関係者による検討会議を開催する。
- 5 新 小児在宅医療推進事業(事業主体：県(委託先：NPO法人NEXTEP)、負担割合：基金 10 / 10 (地域医療介護総合基金(医療分)))  
小児在宅医療に関わる福祉系関係者研修会、また医療系及び福祉系関係者を対象とした多職種合同連携セミナーを開催する。
- 6 新 小児訪問看護ステーション支援事業(事業主体：県(委託先：NPO法人NEXTEP)、負担割合：基金 10 / 10 (地域医療介護総合基金(医療分)))  
小児在宅支援コーディネーターを配置し、小児を対象とした訪問看護ステーション向けの相談窓口の開設やケアの現場での支援等に対応する。

重症心身障がい学寄附講座事業 単

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	県	負担割合	基金10/10(地域医療再生基金)
平成27年度予算額	26,000千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	26,000千円	熊本県地域医療再生計画	

<目的>

高度な医療的ケアが必要とする子どもの治療や療養環境整備を図る。

<事業内容>

1 重症心身障がい学寄附講座

熊本大学医学部附属病院に重症心身障がい学寄附講座を開設し、高度な医療ケアを必要とする子どもに対する診療、専門医の養成及び育成、子ども及び保護者が地域で適切な医療や療養を確保することを目的とした地域療養システム構築に関する研究を行う。

2 重症心身障がい児在宅医療支援事業

小児の在宅医療を担う小児訪問看護師の育成支援を行う。

周産期医療対策事業

(事業開始年度：平成13年度)

実施主体	別記(事業ごとに記載)	負担割合	別記(事業ごとに記載)
平成27年度予算額	84,466千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	47,689千円	周産期医療対策事業等実施要綱(H23.3.29医政発0329第7号) 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱	

<目的>

周産期医療を担う医療機関、学識経験者、消防(救急)機関、行政等を構成員とする熊本県周産期医療協議会において、周産期医療体制の整備に必要な調査事項、周産期医療情報システム及び関係者の研修等、周産期医療体制の確立に必要な事項について協議、検討を行う。

<事業内容>

1 周産期医療協議会の運営(事業主体：県、負担割合：国1/3 県2/3)

周産期医療体制整備推進に関する協議のための熊本県周産期協議会及び検討部会の実施。

2 周産期医療関係者の育成研修事業(事業主体：県、負担割合：国1/3 県2/3)

総合周産期母子医療センター等において、地域医療機関等の医師、助産師、看護師等への周産期医療に必要な専門的研修を行う。

3 周産期医療ホットライン事業(事業主体：県、負担割合：国1/3 県2/3)

ドクター間のホットラインで迅速な搬送先を確保するため、周産期母子医療センター(4箇所)、救命救急センター(1箇所)及び地域産科中核病院(5箇所)の産科・小児科に専用のPHSを配備(計15台)

4 総合・地域周産期母子医療センター運営費補助

(事業主体：総合周産期母子医療センター、負担割合：国1/3 県1/3 事業主体1/3)

(事業主体：地域周産期母子医療センター、負担割合：国1/3 事業主体2/3)

総合周産期母子医療センター(1箇所)及び地域周産期母子医療センター(2箇所)の運営費に対する助成  
地域周産期母子医療センターが配置する臨床心理技術者配置に対する人件費に対する助成

5 日中一時支援事業(事業主体：熊本再春荘病院、負担割合：国1/3 事業主体2/3)

高度な医療支援が必要なNICU長期入院児等の在宅移行後のレスパイトケアを担う重症心身障がい児施設等への運営費に対する助成

6 新周産期救急対処能力向上事業(事業主体：県、負担割合：県1/2 事業主体1/2)

周産期救急に効果的に対処できる能力を向上させるための研修会への参加費用に対する助成

地域周産期中核病院等機能強化事業 単

(事業開始年度：平成23年度)

実施主体	総合周産期母子医療センター	負担割合	基金10/10(地域医療再生基金)
平成27年度予算額	7,500千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	7,500千円	熊本県地域医療再生計画	

<目的>

周産期母子医療センターの診療体制の機能強化により、周産期医療体制の充実を図る。

<事業内容>

総合周産期母子医療センターに理学療法士等の療育の専門職配置に対する助成



脳卒中等医療推進事業 単

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	県	負担割合	事業1、2：基金10/10(地域医療再生基金) 事業3：県1/2(地域医療介護総合基金(医療分)) 事業者1/2
平成27年度予算額	330,027千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県地域医療再生計画	
平成26年度予算額	34,121千円		

<目的>

脳卒中と急性心筋梗塞の医療体制を確保する。

<事業内容>

- 1 脳卒中と急性心筋梗塞の医療体制を推進するために、大学、県医師会、地域の急性期・回復期医療機関、消防、行政等による会議を開催し、地域医療体制の確保や関係者の資質向上等について検討する。  
また、地域住民を対象とした、発症予防、再発予防に係る初期対応、重症化予防に係る啓発事業を実施する。
- 2 熊本大学医学部附属病院に脳卒中、急性冠症候群に関する寄附講座を開設し、脳卒中と急性心筋梗塞の医療体制が厳しい阿蘇地域の医療体制確保に関する研究を行うとともに、阿蘇医療圏の医療機能強化を図る病院に医師を派遣するなどの支援を行う。
- 3 脳卒中、急性心筋梗塞の急性期拠点病院における2疾患の検査や治療に必要な医療機器整備に対する助成。

脳卒中地域連携クリティカルパス推進事業 単

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	県(委託先：熊本県医師会)	負担割合	基金10/10(地域医療再生基金)
平成27年度予算額	2,037千円	(根拠法令等) 熊本県地域医療再生計画	
平成26年度予算額	3,900千円		

<目的>

急性期から回復期・維持期の医療機関連携を推進するツールである地域連携クリティカルパスを作成、運用する。

<事業内容>

阿蘇医療圏を対象とした脳卒中地域連携クリティカルパスを作成・運用し、他圏域導入のモデルとする。  
また、職種別、内容別に研修会を開催し、普及を図る。

阿蘇医療圏医療連携推進事業 単

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	別記(事業ごとに記載)	負担割合	基金10/10(地域医療再生基金)
平成27年度予算額	4,205千円	(根拠法令等) 熊本県地域医療再生計画	
平成26年度予算額	6,750千円		

<目的>

「熊本県地域医療再生計画(阿蘇編)」に基づき、阿蘇医療圏において、医療機関、医師会、行政、住民等の連携体制をつくるとともに、二次救急医療機能において、地域完結型の医療提供体制構築を目指す。

<事業内容>

- 1 病診連携推進事業(事業主体：県、公立病院(阿蘇及び山都救急医療圏))  
「熊本県地域医療再生計画(阿蘇編)」の推進のため、地域関係者による連携会議等を開催する。
- 2 休日・夜間初期救急医療支援事業(事業主体：阿蘇郡市医師会)  
地域の医療機関による休日・夜間等の初期救急医療への参画により、中核病院の支援を行うことを目指し、研修会や初期急患センター運営継続等の検討を行う。
- 3 地域住民普及啓発事業(事業主体：市町村、公立病院(阿蘇及び山都救急医療圏))  
地域住民が、阿蘇医療圏の地域医療の現状を理解し、貴重な医療資源を守る意識を醸成し、医療連携体制が安定的に持続出来る環境づくりを支援するために、住民フォーラムや救急医療に関する啓発事業を実施する。

歯科医療確保対策事業 単

(事業開始年度：昭和54年度)

実施主体	事業1：熊本県歯科医師会 事業2：八代歯科医師会	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	1,928千円	(根拠法令等) 熊本県保健医療計画 熊本県歯科保健医療計画	
平成26年度予算額	1,928千円		

<目的>

障がい者に対する歯科医療提供体制、及び休日の救急歯科医療体制を確保する。

<事業内容>

- 1 障がい者歯科診療事業を行う熊本県歯科医師会口腔保健センターに対して助成する。
- 2 休日歯科診療事業を行う八代歯科医師会口腔保健センターに対して助成する。

へき地歯科診療支援事業

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	県	負担割合	事業1：県1/2 国1/2 事業2：県10/10
平成27年度予算額	781千円	(根拠法令等) 熊本県保健医療計画 熊本県歯科保健医療計画 熊本県へき地保健医療計画	
平成26年度予算額	793千円		

<目的>

へき地における歯科医療提供体制等の確保及び病診連携体制の構築を図る。

<事業内容>

- 1 へき地歯科医療等推進事業：へき地における歯科医療提供体制等の検討を行う。
- 2 歯科医療連携体制推進事業：歯科医療における病診連携体制等の検討を行う。

障がい児(者)摂食リハビリテーション等整備事業 単

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	県(委託先：熊本大学)	負担割合	基金10/10(地域医療再生基金)
平成27年度予算額	3,108千円	(根拠法令等) 熊本県地域医療再生計画	
平成26年度予算額	2,740千円		

<目的>

障がい児(者)の摂食・嚥下機能の維持向上のための人材育成を行い、障がい児の療養環境の整備を図る。

<事業内容>

ソフト(人材育成)事業：障がい児(者)の摂食・嚥下リハビリテーション等に携わる人材育成を委託して実施する。

医科歯科病診連携推進事業(回復期) 単

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	県(委託先：熊本県歯科医師会)	負担割合	基金10/10(地域医療介護総合基金(医療分))
平成27年度予算額	3,461千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県保健医療計画 熊本県歯科保健医療計画	
平成26年度予算額	1,103千円		

<目的>

高度急性期から在宅へつなぐ回復期において、医科歯科連携を実施するための人材育成や広報・啓発を行い、患者の状態の応じたサービスを提供できる体制を構築する。

<事業内容>

回復期医科歯科医療連携協議会：回復期病院の医師や、歯科医師、歯科衛生士等で構成される協議会を委託して開催する。

人材育成事業：回復期における医科歯科連携に携わる人材育成を委託して実施する。

広報・啓発事業：県民を対象とした回復期における医科歯科連携に係る広報・啓発を委託して実施する。

## 医科歯科連携訪問歯科診療用機器整備事業 単

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	熊本県歯科医師会	負担割合	基金10/10(地域医療介護総合基金(医療分))
平成27年度予算額	12,111千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県保健医療計画 熊本県歯科保健医療計画	
平成26年度予算額	20,185千円		

### <目的>

県内全域で入院中の患者や全身状態の悪い患者へ訪問歯科診療を行うことができる応需体制を整え、口腔ケアを実施することで、QOLの向上を図る。

### <事業内容>

歯科を標ぼうしていないがん診療拠点病院や回復期病院等に対する訪問歯科診療を行う歯科医療機関に対し使用する、訪問歯科診療用機器の購入への補助をする。

## 歯科衛生士リカバリー研修事業 単

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	県(委託先：熊本県歯科医師会)	負担割合	基金10/10(地域医療介護総合基金(医療分))
平成27年度予算額	2,890千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県保健医療計画 熊本県歯科保健医療計画	
平成26年度予算額	914千円		

### <目的>

歯科診療所や病院、施設等において勤務し、在宅歯科診療や医療連携に係る仕事に従事する歯科衛生士を増加させ、口腔衛生や健康寿命の向上を図る。

### <事業内容>

結婚、妊娠・出産、育児等で離職する等、未就業の歯科衛生士に対して、復職支援を目指すための研修を委託して実施する。

## 新地域医療構想策定事業 単

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	4,409千円	(根拠法令等) 医療法第30条の4	
平成26年度予算額	千円		

### <目的>

二次医療圏等(構想区域)ごとの各医療機能(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)に係る将来(2025(平成37年)の医療需要(推計入院患者数)と病床の必要量(必要病床数)を推計して定める「地域医療構想」を策定し、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進する。

### <事業内容>

地域医療構想の策定のため、地域の医療関係者等から意見を聴き、合意形成を図る場として、全県的な「熊本県地域医療構想検討専門委員会」及び地域ごとに「地域医療構想検討専門部会」を設置し、運営する。

## 医療施設等施設・設備整備費

(事業開始年度：昭和54年度)

実施主体	市町村、病院開設者等	負担割合	施設：国1/3 事業者2/3 設備：国1/3 県1/3 事業者1/3
平成27年度予算額	132,562千円	(根拠法令等) 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱(H21.5.13厚生労働省発医政第0513001号) 医療提供体制施設整備交付金交付要綱(H21.3.30厚生労働省発医政第0330004号)	
平成26年度予算額	306,341千円		

### <目的>

本県における医療提供体制の充実・確保を図る。

### <事業内容>

高度医療を担う医療機関等に対し、その機能や入院患者の療養環境の改善を図るために行う施設及び設備の整備費について助成する。

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	医療機関	負担割合	国10/10
平成27年度予算額	1,462,392千円	(根拠法令)	
平成26年度予算額	1,175,201千円	有床診療所等スプリンクラー施設整備費補助事業実施要綱(H27.2.4医政発0204第2号) 医療施設等施設整備費補助金交付要綱(H27.2.9厚生労働省発医政発0209第5号)	

<目的>

有床診療所等の安全を確保する。

<事業内容>

スプリンクラー等が設置されていない有床診療所等に対し、その整備費について助成する。

薬剤耐性菌感染防止に向けた地域ネットワーク構築事業単

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	熊本大学	負担割合	基金10/10 (地域医療再生基金)
平成27年度予算額	4,000千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	4,000千円	熊本県地域医療再生計画	

<目的>

地域における薬剤耐性菌感染拡大の防止を図るため、感染管理専門の医療識者による地域ネットワークを構築する。

<事業内容>

熊本県感染管理ネットワークを設立するとともに、医療機関等の情報交換、医療従事者への教育支援、コンサルテーション事業を円滑に行うため、インターネットを利用した情報収集、情報発信システムを整備する。

感染管理専門医療職者育成支援事業単

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	熊本大学	負担割合	基金10/10 (地域医療再生基金)
平成27年度予算額	7,900千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	7,900千円	熊本県地域医療再生計画	

<目的>

地域における薬剤耐性菌感染拡大の防止を図るため、感染管理専門の医療職者を養成する。

<事業内容>

感染管理認定看護師、感染制御認定薬剤師、感染制御認定臨床微生物検査技師等の資格取得を希望する医療職者に対し、資格取得のためにかかる費用の一部を助成する。

地域医療広報・啓発事業単

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	県(委託先：民間事業者等)	負担割合	基金10/10 (地域医療再生基金)
平成27年度予算額	28,086千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	23,086千円	熊本県地域医療再生計画	

<目的>

地域医療の現状及び適正受診等の周知を図る。

<事業内容>

各種広告媒体を活用して、地域医療の現状及び適正受診等についての広報・啓発を行う。

地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業単

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	熊本県医師会	負担割合	基金10/10 (地域医療介護総合基金(医療分))
平成27年度予算額	37,651千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	746,900千円	医療介護総合確保推進法第4条	

<目的>

高齢化の進展や疾病構造の変化から在宅医療や地域包括ケアの構築を目指すため、ICT技術を活用し、高度な医療を提供する三次医療機関、地域の医療機関や介護事業者等による迅速かつ適切な患者情報の共有・連携をすることを目的とする。

<事業内容>

実施主体である熊本県医師会が整備を進めるネットワーク機器整備等に対する助成。

## 新 回復期リハビリテーション機能強化事業 単

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	熊本県	負担割合	基金 10 / 10 (地域医療介護総合基金(医療分))
平成27年度予算額	500千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	千円	医療介護総合確保推進法第4条	

### <目的>

急性期から回復期、維持期、在宅医療に至るまで、一連の医療提供体制を地域において総合的に確保するため、病床の機能分化、連携を推進するための回復期のリハビリテーション機能を強化することを目的とする。

### <事業内容>

回復期リハビリテーションを担う理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の医療従事者のスキルアップのための研修の実施。

## 医療勤務環境改善支援センター事業 単

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	県(委託先：熊本県医師会)	負担割合	基金 10 / 10 (地域医療介護総合基金(医療分))
平成27年度予算額	14,397千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	1,612千円	医療介護総合確保推進法第4条、医療法第30条の15	

### <目的>

各医療機関の管理者が行う勤務環境改善マネジメントシステムに基づく「勤務環境改善計画」の策定、実施、評価等を支援し、医療従事者の勤務環境改善を図る。

### <事業内容>

各医療機関の管理者が行う勤務環境改善マネジメントシステムに基づく「勤務環境改善計画」の策定、実施、評価等に取り組む際、医療労務管理面、医業経営の面からワンストップで、専門家のチームにより、個々の医療機関のニーズに応じて総合的に支援する。

## 医療安全対策事業 単

(事業開始年度：平成15年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10
平成27年度予算額	2,471千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	2,496千円	医療法第6条の11 熊本県医療安全推進協議会設置要項	

### <目的>

医療の安全と信頼を高めるとともに、医療機関における患者のサービスの向上を図る。

### <事業内容>

熊本県医療安全支援センター及び各保健所医療安全支援センターの中に、医療安全相談窓口を設置し、医療に関する患者の苦情や相談等に迅速に対応し、医療機関への患者の苦情等の情報提供、連絡調整等を実施する体制を整備する。

## 医療機能情報提供事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	県(委託先：熊本県医師会)	負担割合	国 1 / 3 県 2 / 3
平成27年度予算額	21,920千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	21,920千円	医療法第6条の2、第6条の3	

### <目的>

県民の病院等の適切な選択を支援するための情報を集約する。ならびに都道府県の枠を越えた、災害時に必要な医療機関に関する情報ネットワークを構築する。

### <事業内容>

- 1 病院、診療所及び助産所(以下「病院等」という。)に対し、病院等の医療機能に関する一定の情報について県への報告を義務づけ、県が情報を集約してインターネット等で県民へ提供する。
- 2 災害時に必要な医療機関に関する情報(患者転送要請情報、受入患者数情報等)の収集・提供を行う。

(2) 国保・高齢者医療課 事業体系

「(新)」は新規事業、「(単)」は県単独事業を表す

頁

医療保険の運営支援

—	国民健康保険助言指導等事業(単)	181
—	(新)市町村健康寿命延伸評価・促進事業	181
—	国民健康保険制度安定化対策事業	181
—	国民健康保険広域化等支援基金事業	182
—	後期高齢者医療給付費負担金事業	182
—	後期高齢者医療高額医療費負担金事業	183
—	後期高齢者医療保険基盤安定負担金事業	183
—	後期高齢者医療財政安定化基金事業	183

国民健康保険助言指導等事業 単

(事業開始年度：昭和34年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	28,122千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	22,712千円	国民健康保険法第4条、第41条、第68条の2、第108条	

<目的>

国民健康保険事業の健全かつ安定的な運営を図るため、保険者(45市町村・2国保組合)及び国民健康保険団体連合会、保険医療機関等に対して財政の健全化、医療費の適正化などについて、技術的助言等を行う。

<対象>

保険者(市町村及び国保組合)及び熊本県国民健康保険団体連合会、保険医療機関等

<事業内容>

1 保険者等への助言指導

保険者の国保事業の適正な運営、保険財政の健全化について、実地に赴き助言指導を行う。

2 医療給付専門医等の設置

医療給付の適正化を図るため、国民健康保険医療監査指導専門医(1名)及び医療給付専門指導員(2名)を配置し、保険医療機関の指導、保険者に対するレセプト点検指導等を行う。

3 市町村国民健康保険への支援

「熊本縣市町村国民健康保険支援方針」に基づき、市町村国民健康保険の財政安定化を推進するため、保険料(税)収納率向上や医療費適正化の取組みを支援する。

4 医療保険制度改革への対応

国が進めている都道府県を国民健康保険の財政運営の責任主体とする等の改革について、必要な準備を行う。

新市町村健康寿命延伸評価・促進事業

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
平成27年度予算額	6,193千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	千円	国民健康保険法第82条	

平成27年度予算額の欄には、平成26年度2月補正予算額(全額繰越)を記入している。

<目的>

市町村における国保の保健事業について、アウトカムである医療費に基づき評価するとともに、市町村のインセンティブ指標を確立する。

<事業内容>

- 市町村国保の医療費等データをもとに、医療費の高低に係る要因分析や医療費に対する寄与度分析を実施
- 更に市町村国保と後期高齢者医療のデータ統合分析等医療費分析を実施
- 市町村国保等保健事業の実態調査やユニークな取組事例等を収集

国民健康保険制度安定化対策事業

(事業開始年度：昭和63年度)

実施主体	県	負担割合	別記(事業ごとに記載)
平成27年度予算額	20,608,529千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	19,708,086千円	国民健康保険法第72条の2、第72条の3、第72条の4、第81条の2	

<事業内容>

1 保険基盤安定負担金

(1) 軽減分(負担割合：県3/4 市町村1/4)

市町村が低所得世帯の保険料(税)を軽減した場合に、その軽減相当額等を補填するため、県が負担金を交付する。

(2) 支援分(負担割合：国1/2 県1/4 市町村1/4)

低所得者を多く抱える市町村を支援し、中間所得者層を中心に保険料(税)を軽減するため、県が負担金を交付する。

2 高額医療費共同事業負担金(負担割合：国1/4 県1/4 市町村1/2)

高額な医療費の発生による市町村国保財政への急激な影響を緩和するため、熊本県国民健康保険団体連合会が行う高額医療費共同事業(注)について、市町村拠出金に対し県が負担金を交付する。

(注) あらかじめ市町村が同連合会に一定額を拠出。1件80万円を超える高額な医療給付が発生した場合に、市町村は超過額の59%を交付対象として、その相当額を同連合会から交付を受ける。

3 県調整交付金(負担割合：県10/10)

市町村が行う国民健康保険の財政を調整するため、県が交付金を交付する。

国民健康保険広域化等支援基金事業

(事業開始年度：平成14年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	15,439千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	15,226千円	国民健康保険法第75条の2 熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例	

<目的>

国民健康保険法に規定する広域化等支援方針の作成、当該方針に定める施策の実施その他国民健康保険事業の運営の広域化又は財政の安定化に資するため、熊本県国民健康保険広域化等支援基金を設け、貸付等を行う。

<事業内容>

【貸付】

1 貸付内容

(1) 保険財政広域化支援貸付

広域化後の保険料賦課総額が広域化前の賦課総額を上回る構成市町村の当該増加見込み額の範囲内で貸付を行う。

(2) 保険財政自立支援貸付

医療費の増加や保険料収納率の低下等で保険財政の収支不均衡が見込まれる市町村に対し、財源不足見込額の1/2～3/4の範囲内で貸付を行う。

2 償還方法

貸付の翌々年度から5年で償還

3 貸付利息

無利子

【交付】

1 交付内容

合併等に伴い実施する電子計算機による情報処理システムの整備又は国民健康保険の広報啓発その他事業に対し交付する。

2 その他

交付金の財源は、基金の運用益をもって充てる。

【市町村支援経費への充用】

「熊本縣市町村国民健康保険支援方針」に定める施策の実施に必要な経費について、貸付・交付事業に支障のない範囲で、当資金を充てる。

後期高齢者医療給付費負担金事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	後期高齢者医療広域連合	負担割合	国3/12 県1/12 市町村1/12
平成27年度予算額	21,255,201千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	21,130,433千円	高齢者の医療の確保に関する法律第96条第1項	

<目的>

後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して行う療養の給付等に要する費用について、国、県、市町村が一定割合を負担し、所要の医療給付の確保を図る。

<対象>

- ・75歳以上の者
- ・65歳以上75歳未満で法律の規定に基づく障害認定を受けた者

<事業内容>

後期高齢者医療広域連合が行う療養の給付等に要する費用について、国が3/12、県が1/12、市町村が1/12負担する。

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
対象者数 (人)	244,250	249,547	255,304	259,682	264,443	267,522
医療費総額 (千円)	209,512,587	239,202,398	252,403,981	261,507,357	266,548,308	273,368,007
1人当たり年間 医療費(円)	857,779	958,548	988,639	1,007,031	1,007,960	1,021,852



## 後期高齢者医療高額医療費負担金事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	後期高齢者医療広域連合	負担割合	国1/4 県1/4
平成27年度予算額	923,728千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	898,723千円	高齢者の医療の確保に関する法律第96条第2項	

### <目的>

高額な医療費が発生した場合に、国及び県がその一定割合を負担し、後期高齢者医療広域連合の財政リスクの軽減を図る。

### <事業内容>

レセプト1件当たり80万円を超える医療費について、保険料で賄うべき部分のうち1/4ずつを国・県が負担する。

## 後期高齢者医療保険基盤安定負担金事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	市町村	負担割合	県3/4 市町村1/4
平成27年度予算額	4,276,116千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	4,206,538千円	高齢者の医療の確保に関する法律第99条第3項	

### <目的>

低所得世帯に属する被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者について、保険料の均等割額を一定割合減額し、負担を軽減する。

### <事業内容>

低所得世帯に属する被保険者については、同一世帯内の総所得金額に応じて3段階(7割、5割、2割)で保険料の均等割額を軽減し、また、被用者保険の被扶養者であった被保険者については、均等割額の5割を軽減する。

その軽減分を県が3/4、市町村が1/4負担する。

## 後期高齢者医療財政安定化基金事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	県	負担割合	国1/3 県1/3 広域連合1/3
平成27年度予算額	353,252千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	350,837千円	高齢者の医療の確保に関する法律第116条	

### <目的>

保険料の未納や医療の給付に要する費用が見込額以上に増加した場合等に、後期高齢者医療広域連合の財源不足に対して交付・貸付を行う財政安定化基金を県に設置し、後期高齢者医療広域連合の財政リスクの軽減を図る。

### <事業内容>

#### 1 交付事業

- (1) 予定収納率を下回る保険料の未納に対して、財政運営期間(2年間)の最終年度に、未納による不足額の1/2を後期高齢者医療広域連合に交付する。
- (2) 2年ごとに行われる保険料率改定に伴う保険料率の増加を抑制する費用の一部に充てるため後期高齢者医療広域連合に交付する。

#### 2 貸付事業

保険料の未納又は医療の給付に要する費用の見込額以上の増加による後期高齢者医療広域連合の財源不足に対し、毎年度、不足分の1.1倍を限度に、後期高齢者医療広域連合に無利子で貸付を行う。

(3) 健康づくり推進課 事業体系

頁

自ら創る健康づくりの推進	健康的な生活習慣の確立	健康増進計画推進事業	185	
		健康長寿推進事業(くまもとスマートライフ推進事業)(単)	185	
		歯科保健推進事業	186	
		健康食生活・食育推進事業(単)	186	
		健康増進法施行事務	187	
		栄養指導対策事業(単)	187	
		栄養士法施行事務(単)	187	
		調理師法施行事務(単)	188	
		特定健康診査等実施事業	188	
		市町村健康増進事業	188	
		糖尿病医療スタッフ養成支援事業	189	
		おやつで育む食育実践講座事業(単)	189	
		医療サービスの充実	難病医療の推進	指定難病医療費
スモン対策事業	190			
在宅人工呼吸器使用患者訪問看護事業	190			
先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	190			
アミロイドーシス診療体制構築事業	191			
難病特別対策推進事業	191			
難病患者等ホームヘルパー養成研修事業	191			
難病相談・支援センター事業	192			
がん医療の推進	がん診療連携拠点病院等病理診断機能支援事業			192
	病院群遠隔病理診断体制整備事業(新)			192
	がん対策推進事業		193	
	がん登録事業(単)		193	
	がん地域連携クリティカルパス支援事業		193	
	医科歯科病診連携推進事業(がん診療)(単)		194	
	(新)がん相談機能向上事業(単)		194	
	(新)がん緩和ケア医療提供体制整備事業(単)		194	
	がん検診受診促進企業連携事業(単)		195	
がん診療施設設備整備事業	195			
(新)がん診療施設設備整備事業	195			
人権教育・啓発の推進と体制の整備	様々な人権課題への取組み	ハンセン病事業(単)	196	
		原爆被爆者などへの援護	196	
原爆被爆者などへの援護		原爆被爆者対策事業	196	

## 健康増進計画推進事業

(事業開始年度：平成10年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10(一部国1/2)
平成27年度予算額	3,531千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	3,670千円	健康増進法第3条、地域保健法第6条第1項	

### <目的>

新たに策定した第3次くまもと21ヘルスプラン(熊本県健康増進計画 H25~H29年度)の着実な推進により県民の健康づくりを支援する体制を整備する。

### <事業内容>

- 1 健康づくり県民運動の推進
  - ・保健医療関係等43団体で構成する健康づくり県民会議の開催及び県民運動の推進
  - ・健康づくり関係の県民への情報提供
  - ・「くまもと21ヘルスプラン推進委員会(兼熊本県地域・職域連携推進協議会)」による計画の進捗管理
  - ・地域・職域連携推進事業による働き盛り世代への健康支援
- 2 健康運動促進事業
- 3 たばこ対策促進事業

## 健康長寿推進事業(くまもとスマートライフ推進事業)単 (事業開始年度：平成24年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	12,000千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	12,000千円	健康増進法第3条 地域保健法第6条第1項	

平成27年度予算額の欄には、平成26年度2月補正予算額(全額繰越)を記入している。

### <目的>

県民自らが健康づくりに主体的に取り組めるよう、県民のためになる健康づくりモデル事業の構築及び普及啓発を図ることにより、県民の健康長寿(健康寿命の延伸)を推進する。

### <事業内容>

- 1 県民による健康長寿推進事業
 

誰もが簡単に楽しく気軽に取り組める健康づくり活動の企画提案を募り、先進性及び普及性の高いものを県の委託事業として実施し、そのノウハウを県全体に普及させる。また、健(検)診については、県民を対象とした啓発イベント等の実施を行う健(検)診受診率向上事業に取り組む。
- 2 普及啓発
 

県民の健康づくり意識への醸成向上を図るため、健康づくりに積極的に取り組む企業・団体等を「くまもとスマートライフプロジェクト応援団」として登録し、社員、職員、その家族、県民(消費者)に対して健康づくりに関する周知を行う。

歯科保健推進事業

(事業開始年度：平成10年度)

実施主体	事業1～4：県 事業5：市町村・県	負担割合	県10/10(一部国10/10) 事業5-、：県1/2、市町村1/2 事業5-、：県
平成27年度予算額	42,448千円	(根拠法令等) 熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例 歯科口腔保健の推進に関する法律	
平成26年度予算額	40,739千円		

<目的>

「熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例」及び「第3次熊本県歯科保健医療計画」に基づき、各種歯科保健事業を実施し、県民すべてが歯や口の健康を維持し、生涯を通じた生活の質(QOL)の向上を図る。

<事業内容>

- 1 歯の健康づくり普及啓発  
歯と口の健康週間事業(歯の祭典、高齢者のよい歯のコンクール、図画・ポスター・習字・標語の作品募集)
- 2 地域歯科保健推進事業  
県歯科保健推進会議及び地域歯科保健推進会議の開催、歯科保健状況調査の実施
- 3 歯の健康づくり(8020)推進事業  
8020運動の積極的な推進のために必要な歯科保健関係の人材育成  
介護者歯科実技研修  
市町村歯科衛生士研修事業
- 4 ヘル歯 元気8020支援事業  
糖尿病対策における医科・歯科連携体制を整備し、糖尿病や歯周病患者を医科及び歯科へ相互受診勧奨することで糖尿病の発症、重症化の予防と歯周病ハイリスク者支援を図る。
- 5 むし歯予防対策事業  
市町村が実施する4歳未満児を対象としたフッ化物塗布事業への助成  
市町村が実施する保育所・幼稚園、小・中学校等を対象としたフッ化物洗口事業への助成  
歯及び口腔の健康づくり指導  
フッ化物活用推進事業

健康食生活・食育推進事業 単

(事業開始年度：平成16年度)

実施主体	県	負担割合	事業1、2：県10/10 事業3：国1/2 県1/2
平成27年度予算額	7,514千円	(根拠法令等) 健康増進法第3条、第18条、地域保健法第3条、第6条、 食育基本法第21条、第22条の2	
平成26年度予算額	8,163千円		

<目的>

熊本県健康食生活・食育推進計画に基づき、子どもから高齢者までライフステージの特性に応じ、健康的な食生活習慣の定着化や食をとおした健康づくり、生活習慣病予防、生活習慣病の重症化予防と介護予防を目的とした施策を、地域特性を踏まえ多様な関係者と連携して実施する。

<事業内容>

- 1 ライフステージに応じた推進
- 2 人材育成事業
- 3 環境整備事業

健康増進法施行事務

(事業開始年度：昭和27年度)

実施主体	県	負担割合	事業1、2、4：県10/10 事業3：国10/10
平成27年度予算額	2,811千円	(根拠法令等) 事業1：健康増進法第18条～第24条 事業2：健康増進法第26条、第31条 食品表示法第4条～6条、15条 事業3：健康増進法第10条、第13条 事業4：健康増進法第18条、第19条	
平成26年度予算額	2,420千円		

<目的>

県民の健康の増進を図るために、給食施設における入所者及び通所者に対する栄養管理の質の向上支援や健康や栄養に関わる食品の栄養成分表示・食品の機能性表示・虚偽誇大広告等の指導を行う。

<事業内容>

1 特定給食施設等指導

日本人の食事摂取基準に基づき、栄養管理状況報告書を活用し、給食施設において提供する食事サービス(給食、栄養指導等)の質の向上を支援する。

2 食品関連企業等への指導

- ア 栄養成分表示や食品の機能性表示に関すること
- イ 特別用途食品に関すること(特定保健用食品の許可申請含む)
- ウ 健康の保持増進に係る虚偽誇大広告等に関すること

3 国民健康・栄養調査事業

国民生活基礎調査地区より設定された単位区から無作為に抽出された単位区内の世帯及び世帯員を調査客体として、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料(身体状況・栄養摂取量及び生活習慣の状況)を得るための調査。

4 専門的な知識及び技術を必要とする栄養指導等

- ア 市町村で行うよりも管轄範囲がより広域的な保健所等において、専門的協力を得つつ統一的に行う方が効率的である栄養指導
- イ 新しいケース、発症が希である等により、関係機関等の協力を得つつモデル的、先駆的に実施する指導

栄養指導対策事業単

(事業開始年度：昭和45年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	90千円	(根拠法令等) 熊本県食生活改善推進員連絡協議会事業運営費補助金交付要領	
平成26年度予算額	90千円		

<目的>

食生活改善推進員連絡協議会補助

県民の健康と福祉の増進に寄与するために、食生活改善や健康運動推進の自主的活動を支援する。

<事業内容>

食生活改善推進員連絡協議会補助

熊本県食生活改善推進員連絡協議会に対して運営費を助成する。

栄養士法施行事務単

(事業開始年度：昭和22年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	782千円	(根拠法令等) 栄養士法第2条、第4条	
平成26年度予算額	782千円		

<目的>

栄養士の養成施設において、必要な知識及び技能を修得した者に対し、栄養士の免許を与える。

<事業内容>

(平成26年度免許交付等実績) 新規申請 234件 書換申請 154件 再交付申請 33件

## 調理師法施行事務単

(事業開始年度：昭和33年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	2,242千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	2,242千円	調理師法第3条、第3条の2、第5条	

## &lt;目的&gt;

調理師法に基づき厚生労働大臣の定める基準により、調理、栄養及び衛生に関する知識について試験を行う。また、試験合格者及び養成施設卒業者に対し、申請に基づき調理師の免許を与える。

## &lt;事業内容&gt;

## 1 調理師試験

試験科目：食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理理論

受験資格：中学校を卒業、又はこれと同等以上の学歴を修めた後、飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業又は寄宿舍、学校、病院等の施設で2年以上調理の実務に従事した者

受験手数料：6,200円(熊本県収入証紙)

## 受験者等の状況

	H22	H23	H24	H25	H26
受験者数	865	886	956	912	791
合格者	446	517	505	480	406

## 2 調理師免許事務

(平成26年度免許交付等実績) 新規申請 678件 書換申請 165件 再交付申請 147件

## 特定健康診査等実施事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	市町村	負担割合	国1/3 県1/3 市町村1/3
平成27年度予算額	326,434千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	326,722千円	高齢者の医療の確保に関する法律第20条、第24条 国民健康保険法第72条の4	

## &lt;目的&gt;

市町村が行う特定健診・特定保健指導の円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を推進し、もって県民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図る。

## &lt;対象&gt;

市町村

## &lt;事業内容&gt;

市町村国民健康保険が行う特定健診・特定保健指導の実施に係る経費の1/3を負担する。

## 市町村健康増進事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	市町村	負担割合	国1/3 県1/3 市町村1/3 (一部：国10/10)
平成27年度予算額	69,292千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	73,127千円	健康増進法第17条第1項及び第19条の2	

## &lt;目的&gt;

40歳からの健康づくりと、栄養その他の生活習慣の改善等に向けて相談に応じ、脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防や早期発見・早期治療により健康状態の維持を図るため、市町村が実施する健康増進事業を助成することにより、県民の健康増進を推進する。

## &lt;対象&gt;

市町村内に居住地を有する40歳以上の者に対し市町村が実施する健康増進事業

## &lt;事業内容&gt;

市町村が行う健康増進事業(健康手帳の交付、健康教育、健康相談、訪問指導、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診等)に要する経費に対して助成する。

## 糖尿病医療スタッフ養成支援事業

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	9,438千円	(根拠法令等) 医療法第30条 健康増進法第3条 高齢者確保法第9条(都道府県医療費適正計画)	
平成26年度予算額	9,500千円		

### <目的>

糖尿病の発症、重症化、合併症予防のため、適切な医療や療養指導を提供できる医療スタッフの養成及び関係機関のネットワーク化を図る。

### <対象>

糖尿病診療や療養指導に携わる医師、看護師、管理栄養士、理学療法士など

### <事業内容>

- ・熊本大学医学部附属病院に糖尿病保健医療連携体制整備を進めるためのコーディネーター(特任助教)の配置等に対して助成する。
- ・コーディネーターが中心となり以下の事業を実施する。
  - 糖尿病専門医、療養指導士資格取得研修会の開催
  - 糖尿病連携医スキルアップ研修会の開催
  - 糖尿病予防に関する症例検討会の開催
  - その他、保健医療連携体制整備に関する事業

## おやつで育む食育実践講座事業単

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	450千円	(根拠法令等) 食育基本法第21条、第22条の2	
平成26年度予算額	980千円		

### <目的>

農林水産部所管の「くまモンおやつプロジェクト」の一環として、おやつを通じて地域の産物や食文化についての理解を深めるとともに、正しい生活習慣の定着を図る。

### <対象>

県下の放課後児童クラブ

### <事業内容>

「おやつで育む食育実践プログラム集」の作成及び普及のための説明会の開催

## 指定難病医療費

(事業開始年度：昭和48年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	4,071,042千円	(根拠法令等) 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条	
平成26年度予算額	2,571,748千円		

### <目的>

指定難病の治療研究の推進及び患者の医療費の負担軽減を図る。

### <対象>

指定難病の支給認定を受けた患者

### <事業内容>

指定難病の支給認定を受けた患者に対する特定医療費の公費負担。

平成27年3月末 給付人員 14,591人

スモン対策事業

(事業開始年度：昭和53年度)

実施主体	県	負担割合	国 10 / 10
平成27年度予算額	2,015千円	(根拠法令等) スモン総合対策について (S53.11.21薬発第1527号厚生省薬務局長・公衆衛生局長通知) スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業実施要綱	
平成26年度予算額	2,015千円		

<目的>

スモンに罹患している者にはり、きゅう及びマッサージを実施することにより、スモンに対するはり等の治療研究の推進及び患者の医療費の負担軽減を図る。

<対象>

スモン患者

<事業内容>

はり等の治療研究を担当するのに適当な施術所において施術を受けたスモン患者に対して、月7回を限度として医療費を負担する。

平成27年3月末 給付人員 5人

在宅人工呼吸器使用患者訪問看護事業

(事業開始年度：平成10年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
平成27年度予算額	14,513千円	(根拠法令等) 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業実施要綱 (H10.4.9健医発第637号厚生省保健医療局長通知)	
平成26年度予算額	8,420千円		

<目的>

在宅人工呼吸器使用患者の在宅療養の実態把握と訪問看護の方法等に関する研究を行う。

<対象>

在宅人工呼吸器使用患者

<事業内容>

費用の公費負担

平成27年3月末 給付人員 14人

先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

(事業開始年度：平成元年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
平成27年度予算額	9,902千円	(根拠法令等) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について (H1.7.24健医発第896号厚生省保健医療局長通知) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱	
平成26年度予算額	10,523千円		

<目的>

先天性血液凝固因子障害等の治療研究の推進及び患者の医療費の負担軽減を図る。

<対象>

先天性血液凝固因子障害等患者

<事業内容>

医療費の公費負担

平成27年3月末 給付人員 83人



### アミロイドーシス診療体制構築事業

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	熊本大学医学部附属病院	負担割合	基金10/10 (地域医療再生基金)
平成27年度予算額	30,000千円	(根拠法令等) 熊本県地域医療再生計画	
平成26年度予算額	30,000千円		

< 目的 >

アミロイド蛋白に起因する各種の疾患に罹患している患者(以下「アミロイドーシス患者」という。)の早期発見、早期治療のため、適切な診断、医療を提供できる専門医を養成するとともに、県内の主要な医療機関の関係医療機関に専門医を派遣し、アミロイドーシスを原因とする疾患のタイプ毎に拠点化し、これら疾患に対する県全体の診療機能の向上を図る。

< 対象 >

アミロイドーシス患者、地域の医療機関

< 事業内容 >

熊本大学医学部附属病院が実施する以下の事業に対する助成

- 1 熊本大学医学部附属病院に当該事業の専任部署を開設し、コーディネーター(特任教授、特任助教)を配置する。
- 2 「アミロイドーシス診療体制構築事業」H pを開設し、アミロイドーシスの病型診断の受入れ、連携先の医療機関における検査薬を用いた診断研修等の地域医療連携システムを整備する。
- 3 地域連携会議、講演会を開催する。

### 難病特別対策推進事業

(事業開始年度：平成4年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	5,858千円	(根拠法令等) 難病特別対策推進事業実施要綱 (H10.4.9健医発第635号厚生省保健医療局長通知)	
平成26年度予算額	4,870千円		

< 目的 >

難病患者の入院施設の確保や在宅療養の適切な支援により安定した療養生活の確保を図る。

< 対象 >

難病患者、家族

< 事業内容 >

訪問診療、医療相談等、重症難病患者入院施設確保事業、在宅療養計画策定評価事業、訪問指導事業

### 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業

(事業開始年度：平成9年度)

実施主体	県・熊本市(共催)	負担割合	県58.9% 熊本市41.1%(予定) 県と熊本市との人口比による
平成27年度予算額	284千円	(根拠法令等) 難病特別対策推進事業実施要綱 (H10.4.9健医発第635号厚生省保健医療局長通知)	
平成26年度予算額	289千円		

< 目的 >

難病患者等の多様化するニーズに対応した適切なサービスを提供するため、必要な知識・技能を習得させる。

< 対象 >

難病患者等ホームヘルプサービス事業に従事することを希望する者等(当面現任ヘルパーのみ、100人規模)

< 事業内容 >

時期：10月以降

形態：公益法人等への委託により研修を行う。

平成26年度受講者数 80人

難病相談・支援センター事業

(事業開始年度：平成17年度)

実施主体	県(委託先：特定非営利活動法人熊本県難病支援ネットワーク)	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
平成27年度予算額	10,870千円	(根拠法令等) 難病の患者に対する医療等に関する法律第29条	
平成26年度予算額	6,876千円		

< 目 的 >

地域で生活する難病患者及びその家族の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などの事業を実施し、難病患者等の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図る。

< 対 象 >

難病患者及びその家族等

< 事業内容 >

- 1 電話、面談等により、療養、日常生活、各種公的手続き等に対する相談・支援及び生活情報の提供等を行う。
- 2 地域交流会の活動に対する支援
- 3 難病患者の就労支援に資するため、公共職業安定所等関係機関と連携を図り、必要な相談・援助、情報提供等を行う。
- 4 講演・研修会の開催

がん診療連携拠点病院等病理診断機能支援事業単

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	熊本大学医学部附属病院	負担割合	基金 10 / 10 (地域医療再生基金)
平成27年度予算額	13,548千円	(根拠法令等) 熊本県地域医療再生計画 熊本県がん対策推進計画	
平成26年度予算額	13,547千円		

< 目 的 >

病理医、細胞検査士の育成及びがん対策を総合的かつ計画的に推進し、県内のがん医療水準の向上を図り、地域の医療機関の連携を促進する。

< 対 象 >

地域の医療機関

< 事業内容 >

熊本大学医学部附属病院が実施する以下の事業に対する助成

- 1 熊本大学医学部附属病院において新規雇用する医師及び臨床検査技師に対する技能向上プログラムに基づくOJTにより病理専門医及び細胞検査士を育成する。
- 2 遠隔病理診断システムの導入を推進するためのコーディネーターを配置する。

病院群遠隔病理診断体制整備事業単

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	がん診療連携拠点病院	負担割合	基金 10 / 10 (地域医療介護総合確保基金(医療分))
平成27年度予算額	21,474千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保促進法に基づく県計画、 熊本県がん対策推進計画	
平成26年度予算額	11,953千円		

< 目 的 >

病理医が2名以下の病院及び病理診断支援病院に対し、遠隔病理診断機器の導入を図り、県内の遠隔病理診断体制を確立し、がん医療の均てん化を図る。

< 対 象 >

がん診療連携拠点病院

< 事業内容 >

遠隔病理診断機器(バーチャルスライドシステム)の導入補助

## がん対策推進事業

(事業開始年度：平成17年度)

実施主体	がん診療連携拠点病院、県	負担割合	事業1：国1/2 県1/2 事業2：国1/2 県1/2
平成27年度予算額	16,615千円	(根拠法令等) がん対策基本法第4条、第11条、第12条、第14条、第15条、第16条、第17条 がん診療連携拠点病院等の整備について(H26.1.10健発第0110第7号厚生労働省健康局長通知) 熊本県がん対策推進計画	
平成26年度予算額	17,864千円		

### <目的>

がん対策を総合的かつ計画的に推進し、県内のがん医療水準の向上を図り、地域の医療機関の連携を促進する。

### <対象>

がん診療連携拠点病院、がん患者

### <事業内容>

- がん診療連携拠点病院機能強化事業(がん診療連携拠点病院が実施する以下の事業に対する助成)
  - がん医療従事者研修事業
  - がん診療連携拠点病院ネットワーク事業
  - がん相談支援事業
  - 普及啓発・情報提供事業
  - 病理医養成等事業
  - 在宅緩和ケア地域連携事業
  - がん患者の就労に関する総合支援事業
- がん対策推進特別事業(本県のがん医療の推進のための事業等を実施)

## がん登録事業単

(事業開始年度：平成5年度)

実施主体	県(委託先：(公財)熊本県総合保健センター)	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	11,697千円	(根拠法令等) 健康増進法第16条 がん対策基本法第17条	
平成26年度予算額	9,773千円		

### <目的>

本県のがんの罹患、治療、生存等の状況を把握、分析することにより、がんの予防、検診、治療、研究等がん対策の効果的な推進を図り、県民の保健衛生の向上に寄与する。

### <対象>

医療機関、検診機関、市町村、保健所、がん患者

### <事業内容>

県内医療機関等の協力により、県内に居住する患者の罹患、治療、生存等の状況を把握、分析し、がんの予防、検診、治療、研究等がん対策を効果的に進めるための情報を提供する。

## がん地域連携クリティカルパス支援事業単

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	県(委託先：熊本大学医学部附属病院)	負担割合	基金10/10(地域医療再生基金)
平成27年度予算額	22,000千円	(根拠法令等) 熊本県地域医療再生計画 熊本県がん対策推進計画	
平成26年度予算額	22,000千円		

### <目的>

がん地域連携クリティカルパスの運用を推進し、がん診療連携の充実を図る。

### <対象>

がん患者、地域の医療機関

### <事業内容>

都道府県がん診療連携拠点病院である熊本大学医学部附属病院へ以下の事業を委託。

- がん地域連携クリティカルパス運用コーディネーターを設置し、地域の医療機関への連携参加促進
- 連携参加者の運用研修・意見交換の実施
- 地域内の医療従事者(医師、看護師、薬剤師等)及び介護従事者への研修、患者家族を含む一般住民への周知等の実施
- 県内共通カルテ様式「私のカルテ」の作成配布

医科歯科病診連携推進事業（がん診療）単

（事業開始年度：平成26年度）

実施主体	県(委託先：(一社)熊本県歯科医師会)	負担割合	基金 10 / 10 (地域医療介護総合確保基金(医療分))
平成27年度予算額	3,700千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保促進法に基づく県計画、 熊本県がん対策推進計画	
平成26年度予算額	1,264千円		

< 目的 >

がん患者の術後の疾病予防・疾病の早期治療等に有用な医科歯科の病診連携を推進し、がん患者の術後のQOLの向上を図る。

< 対象 >

歯科医師、歯科衛生士、医療従事者、がん患者 等

< 事業内容 >

熊本県歯科医師会へ以下の事業を委託。

- ・ 歯科医師、歯科衛生士及びがん診療連携拠点病院の医師等に対する研修会
- ・ 医科歯科連携運営協議会の実施
- ・ がん患者向け啓発パンフレットの作成、周知

新がん相談機能向上事業単

（事業開始年度：平成27年度）

実施主体	県(委託先：熊本大学医学部附属病院)	負担割合	基金 10 / 10 (地域医療介護総合確保基金(医療分))
平成27年度予算額	11,989千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保促進法に基づく県計画 熊本県がん対策推進計画	
平成26年度予算額	- 千円		

< 目的 >

がん患者及びその家族の療養生活の質を向上させるため、本県におけるがん相談員の相談支援機能の強化、県民へのがん相談支援センターの周知啓発を行うとともに、がんピアサポート体制の充実を図る。

< 対象 >

がん相談員、がん患者 等

< 事業内容 >

都道府県がん診療連携拠点病院である熊本大学医学部附属病院に、事業推進員及び事務職員を配置し、がん相談員の資質向上、がん相談支援センターの認知度向上、ピアサポート活動の支援を実施する事業を委託する。

新がん緩和ケア医療提供体制整備事業単

（事業開始年度：平成27年度）

実施主体	熊本大学医学部附属病院	負担割合	基金 10 / 10 (地域医療介護総合確保基金(医療分))
平成27年度予算額	23,590千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保促進法に基づく県計画、 熊本県がん対策推進計画	
平成26年度予算額	- 千円		

< 目的 >

本県における緩和ケア提供体制を充実させ、がん患者等の療養生活の質の維持向上を図る。

< 対象 >

医師、臨床心理士、がん患者 等

< 事業内容 >

都道府県がん診療連携拠点病院である熊本大学医学部附属病院が実施する以下の事業に対する助成

- ・ 緩和ケアの専門医及び臨床心理士の育成
- ・ 緩和ケアの普及・啓発
- ・ 緩和ケア提供体制の整備

## がん検診受診促進企業連携事業 単

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	県	負担割合	基金 10 / 10 (地域医療再生基金)
平成27年度予算額	1,275千円	(根拠法令等) 健康増進法第16条 がん対策基本法第17条	
平成26年度予算額	1,368千円		

### < 目的 >

本県のがんによる死亡率は死因の第1位を占めており、がんの早期発見・早期治療による死亡率の改善は喫緊の課題となっている。そこで、企業等と連携した取組みを行うことにより、住民の特に子宮頸がんを含めた各がん検診受診への行動を効果的に誘発し、県民のがんによる死亡率の減少を図る。

### < 対象 >

企業、検診機関、市町村、保健所

### < 事業内容 >

#### 1 企業との連携による受診促進事業

社内や地域における普及啓発活動(チラシ、ポスターの作成、配布)

社内の職員に対する研修会の開催及びがん検診に関する情報発信

#### 2 二次医療圏毎のがん検診受診促進事業

## がん診療施設設備整備事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	医療機関	負担割合	国 10 / 10
平成27年度予算額	80,523千円	(根拠法令等) 医療法第30条の4 がん対策基本法第15条 熊本県がん対策推進計画	
平成26年度予算額	115,469千円		

### < 目的 >

がん診療を行う医療機関が、その機能の拡充を図るために行う設備整備事業に対して助成することにより、本県における医療の充実・確保を図る。

### < 対象 >

がん診療施設として必要ながんの医療機器及び臨床検査機器等の備品購入を行う医療機関

### < 事業内容 >

がん診療施設として必要ながんの医療機器及び臨床検査機器等の備品購入に対する助成

## 新がん診療施設設備整備事業

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	医療機関	負担割合	国 10 / 10
平成27年度予算額	31,499千円	(根拠法令等) 医療法第30条の4 がん対策基本法第15条 熊本県がん対策推進計画	
平成26年度予算額	-千円		

### < 目的 >

がん診断、治療を行う病院が、その機能の拡充を図るために行う施設整備事業に対して助成することにより、本県における医療の充実・確保を図る。

### < 対象 >

がん診断、治療施設として施設整備を行う病院

### < 事業内容 >

がん診療施設として機能の向上を図るために病院が行うがん診療施設(診療棟、がん専用病棟)の整備費用に対する助成

## ハンセン病事業 単

(事業開始年度：昭和43年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10
平成27年度予算額	4,577千円	(根拠法令等) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第5条、第11条、 第12条、第16条、第17条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条 熊本県人権教育・啓発基本計画	
平成26年度予算額	6,580千円		

### < 目的 >

ハンセン病に対する偏見や差別の解消を図るため、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発や、本県出身のハンセン病療養所入所者に「ふるさと訪問」「地元新聞の送付」等を行う。

### < 対象 >

県民、国立ハンセン病療養所等入所者 等

### < 事業内容 >

#### 1 ハンセン病関係普及啓発事業

啓発用パンフレットの作成、配布 菊池恵楓園で学ぶ旅の実施  
ハンセン病問題啓発推進委員会の開催 シンポジウムの開催  
菊池恵楓園の将来構想実現に向けた協議会への参加

#### 2 ふるさと事業

ふるさと訪問 熊本ふるさと便のお届け 地元新聞の送付 社会復帰等相談への対応

## 原爆被爆者対策事業

(事業開始年度：昭和32年度)

実施主体	県	負担割合	事業1、2：国 10 / 10 事業3：国 1 / 2 県 1 / 2
平成27年度予算額	661,231千円	(根拠法令等) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第7条、第24条～第 28条、第31条、第32条、第37条～第39条	
平成26年度予算額	685,466千円		

### < 目的 >

原爆被爆者が今なお置かれている健康上の特別の状態にかんがみ、被爆者に対し健康診断と必要な医療並びに手当支給等の措置を講ずることにより、その健康の保持と福祉の向上を図る。

### < 対象 >

原爆被爆者

### < 事業内容 >

#### 1 原爆被爆者健康診断事業

定期健康診断(年2回) 希望による健康診断(年2回まで、うち1回はがん検診) 精密検査

#### 2 原爆被爆者関係手当支給事業

医療特別手当 特別手当 原子爆弾小頭症手当 健康管理手当  
保健手当(一般、増額) 介護手当(重度、中度) 家族介護手当 葬祭料

#### 3 原爆被爆者介護保険等利用助成事業

介護保険等に規定する次のサービスを利用した場合の自己負担額を助成する。  
訪問介護 介護老人福祉施設 養護老人ホーム・特別養護老人ホーム  
通所介護・短期入所生活介護・小規模多機能型居宅介護 等

#### 4 医療の給付

一般疾病に対する医療の給付 認定疾病に対する医療の給付

(4) 薬務衛生課 事業体系

頁

安全で安心できる県民生活の確保	防災・消防体制の強化	災害時緊急医薬品等供給対策事業(単)	198	
		災害救援薬剤師養成研修事業(単)	198	
		特殊医薬品需給費	198	
	生活衛生営業の衛生水準の確保	生活衛生環境確保対策事業(単)	(1)生活衛生営業施設等調査指導等(単)	199
			(2)クリーニング師試験実施事業(単)	199
		生活衛生営業振興対策事業	(1)生活衛生営業指導センター運営費補助	200
			(2)生活衛生営業振興助成事業等(単)	200
			(3)公衆浴場経営振興事業(単)	200
	毒物劇物安全対策	毒物劇物指導育成事業(単)	201	
	シンナー・覚せい剤等薬物乱用防止対策	薬物乱用防止事業(単)	201	
麻薬取締費(単)		202		
(新)危険ドラッグ対策事業(単)		202		
医療サービスの充実	移植医療の普及	移植医療推進普及啓発事業(単)	202	
		移植医療推進支援事業(単)	203	
		移植医療体制整備等支援事業(単)	203	
		臓器移植コーディネーター人材育成基盤整備事業(単)	203	
医薬品などの適正使用と品質確保	医薬品・医療機器などの品質確保対策	薬事許認可事業(単)	203	
		薬価等基準調査費(後発医薬品安心使用・啓発事業)	204	
		医薬品検査及び一斉取締費	204	
		医薬品等安全確保対策事業(単)	204	
輸血用血液の確保等対策	献血者の確保等対策	献血推進対策事業(単)	205	
豊かな自然環境の保全	すぐれた自然の保全	温泉保護対策等事業(単)		
		(1)温泉指導費(単)	205	
		(2)温泉保護対策事業(単)	205	
長寿の安心を実現するための体制づくり	長寿を支える環境整備	在宅訪問薬局支援体制強化事業(単)	206	
		薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業	206	

災害時緊急医薬品等供給対策事業 単

(事業開始年度：平成8年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	1,617千円	(根拠法令等) 九州・山口9県災害時相互応援協定(H7.11.8締結) 熊本県災害時緊急医薬品等備蓄事業実施要綱	
平成26年度予算額	1,526千円		

<目的>

大規模災害が発生した場合に、応急対策の迅速・的確な実施を図る必要があるため「九州・山口9県災害時相互応援協定」が締結されている。その中で医療支援の一つとして、医薬品等の提供があり、特に地震等の大規模災害時における初動医療救護のための医薬品等を備蓄するとともに、その後の救急医療に必要な医薬品等供給体制の確保を図る。

また、緊急の対応が必要な薬物中毒発生時の解毒用医薬品等を備蓄している。

<事業内容>

- 1 備蓄医薬品等の管理委託(県下6ヶ所)
- 2 有効期限切れの備蓄医薬品等の適正処理委託及び更新
- 3 連絡・搬送訓練の実施
- 4 災害時における医薬品等の安定供給確保マニュアル活用の推進

災害救援薬剤師養成研修事業 単

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	県	負担割合	基金10/10(地域医療再生基金)
平成27年度予算額	600千円	(根拠法令等) 第6次熊本県保健医療計画 第3章 第3節	
平成26年度予算額	960千円		

<目的>

地域の薬剤師が災害時に円滑かつ効率的な医療救護活動を実施することができるよう、災害医療を担う人材の育成を図る。

<事業内容>

県と大規模災害時における医療救護に関する協定を締結している県薬剤師会に対し、災害時に医療救護活動に従事する薬剤師を育成するための研修経費に対する支援を行う。

特殊医薬品需給費

(事業開始年度：昭和26年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
平成27年度予算額	1,142千円	(根拠法令等) 国有ワクチン供給要領	
平成26年度予算額	1,140千円		

<目的>

国有ワクチン(抗毒素)とは、患者発生の予測ができないため需用の見込みが極めて困難であるものや、患者発生頻度は少ないが国民の保健衛生上欠くことができないものとして、国が製造業者から買上げ、全国9拠点(熊本県も含む)に備蓄している。

<事業内容>

医療機関等からの供給申請に基づき、迅速かつ円滑に供給できるよう体制を整備している。



生活衛生環境確保対策事業

( 1 ) 生活衛生営業施設等調査指導等 単

( 事業開始年度：昭和22年度 )

実施主体	県	負担割合	県 1 0 / 1 0
平成27年度予算額	2,490千円	( 根拠法令等 ) 理容師法第11条の2、第13条、美容師法第12条、第14条 クリーニング業法第5条の2、第10条 旅館業法第7条 公衆浴場法第6条 興行場法第5条 墓地・埋葬等に関する法律第18条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第11条、第12条の2、第12条の5 熊本県遊泳用プール等指導要項等	
平成26年度予算額	3,054千円		

< 目 的 >

生活衛生営業施設等への立入調査を実施し、必要に応じ指導監督を行い、各施設の衛生措置基準の遵守、施設の改善向上を図る。特に、レジオネラ症防止対策として公衆浴場、旅館に対して、入浴施設の衛生管理の徹底を指導する。

< 対 象 >

理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場、墓地、火葬場、納骨堂、特定建築物、100m<sup>3</sup>以上の遊泳用プール

< 事業内容 >

生活衛生営業施設等の指導

( 2 ) クリーニング師試験実施事業 単

( 事業開始年度：昭和25年度 )

実施主体	県	負担割合	県 1 0 / 1 0
平成27年度予算額	200千円	( 根拠法令等 ) クリーニング業法第 7 条	
平成26年度予算額	203千円		

< 対 象 >

学校教育法第57条に規定する者

< 事業内容 >

次の科目について試験を実施

衛生法規に関する知識    公衆衛生に関する知識    洗たく物の処理に関する知識及び技能

## 生活衛生営業振興対策事業

### (1) 生活衛生営業指導センター運営費補助

(事業開始年度：昭和57年度)

実施主体	(財)熊本県生活衛生営業指導センター	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	12,678千円	(根拠法令等) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の3、第57条の4、第63条	
平成26年度予算額	12,678千円		

#### <目的>

(財)熊本県生活衛生営業指導センターに経営指導員を配置し、生活衛生関係営業に対する経営、融資、税務等の専門的指導・相談の実施による経営の健全化及び振興を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、併せて、利用者又は消費者の利益の擁護を図る。

#### <対象>

生活衛生関係業者

#### <事業内容>

- 1 経営・融資等相談室の設置運営
- 2 移動相談の実施
- 3 分野調整等指導事業

### (2) 生活衛生営業振興助成事業等単

(事業開始年度：平成13年度)

実施主体	(財)熊本県生活衛生営業指導センター	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	3,658千円	(根拠法令等) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第63条、第63条の2	
平成26年度予算額	3,658千円		

#### <目的>

専門技術講習会や技術研鑽のための競技会、接客マナー向上等の研修会等を実施することにより、生活衛生営業全体の活性化、個々の業者の経営意欲の創出、技術力の確保による経営の安定化を図り、もって衛生水準の低下を未然に防止し、県民生活の安全性を確保する。

#### <対象>

生活衛生関係業者

#### <事業内容>

- 1 消費者へのサービスの向上・需要の開拓等、生活衛生業の活性化のための事業
- 2 専門的知識・技術等を修得するための事業
- 3 後継者育成事業
- 4 福祉関連事業

### (3) 公衆浴場経営振興事業単

(事業開始年度：平成3年度)

実施主体	熊本県公衆浴場業生活衛生同業組合	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	939千円	(根拠法令等) 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律第5条 熊本県公衆浴場振興対策事業補助金交付要項	
平成26年度予算額	939千円		

#### <目的>

一般公衆浴場は、地域住民の日常生活において保健衛生上欠かすことのできない施設であるにもかかわらず、近年利用者の減少、営業経費の高騰、後継者難等によりその数が著しく減少していることから、県公衆浴場業生活衛生同業組合が実施する公衆浴場活性化事業を支援し、地域住民の利用機会の確保及び公衆浴場の振興、公衆衛生の向上を図る。

#### <対象>

熊本県公衆浴場業生活衛生同業組合加入の一般公衆浴場

#### <事業内容>

組合が実施する「老人無料の日、子供無料招待の日」に係る事業(毎月1回)に要する経費及び入浴者を対象にした健康相談や交流促進等に資する事業に要する経費について補助を行う。

毒物劇物指導育成事業 単

(事業開始年度: 昭和25年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10
平成27年度予算額	758千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	809千円	毒物及び劇物取締法第4条、第8条、第22条	

< 目的 >

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物製造業、輸入業及び販売業の登録等事務並びに毒物劇物取扱者試験を行い、毒物及び劇物が適正に供給されるよう各事業者に対する指導育成を図る。

< 事業内容 >

- 1 毒物劇物製造業、輸入業及び販売業の登録・更新等のための基準調査並びに指導育成
- 2 毒物劇物取扱者試験の実施

薬物乱用防止事業 単

(事業開始年度: 昭和49年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10
平成27年度予算額	4,147千円	(根拠法令等) 薬物乱用防止対策事業実施要綱(H11.7.9厚生省医薬安全局長通知)、 第四次薬物乱用防止五か年戦略(H25.8.7薬物乱用対策推進本部決定)、 熊本県薬物乱用対策事業実施計画、	
平成26年度予算額	4,314千円	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動事業実施要綱 薬物乱用防止指導員連合協議会設置要綱(H8.6.10)	

< 目的 >

シンナー・覚せい剤等の薬物乱用は、青少年層に浸透がみられるなど、低年齢化傾向を示し、深刻な状況にある。また、最近では、大麻や合成麻薬事犯等と乱用が多様化している。そこで、県民総ぐるみの薬物乱用防止キャンペーンを展開し、薬物乱用を許さない地域づくりを推進するとともに、薬物関連問題の相談事業を行い、その未然防止、薬物依存者の社会復帰の促進等を図る。

< 事業内容 >

- 1 熊本県薬物乱用対策推進本部事業
- 2 各種啓発運動及び月間活動等の実施
  - (1) 不正大麻・けし撲滅運動(4/1~5/31)
  - (2) 国連麻薬撲滅デー(6/26)を中心に、近日の土日で「ヤング街頭キャンペーン」の実施
  - (3) 薬物乱用防止広報強化月間(7月)
  - (4) 麻薬・覚せい剤乱用防止運動(10月~2月)
- 3 地域啓発運動及び薬物乱用防止教育の推進
  - (1) 薬物乱用防止指導員地域啓発活動
  - (2) 青少年健全育成・薬物乱用防止キャンペーン
  - (3) 市町村広報の活用及び大型ビジョンによる広報啓発
  - (4) 小学・中学・高校生への薬物乱用防止教室の開催支援
  - (5) 地域対話集会の開催
- 4 薬物相談窓口事業
- 5 薬物再乱用防止対策事業
- 6 薬物乱用防止指導員連合協議会の事業補助
- 7 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動熊本県事業の推進

麻薬取締費 単

(事業開始年度:昭和23年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10
平成27年度予算額	1,564千円	(根拠法令等) 麻薬及び向精神薬取締法第3条、第50条、第50条の38 大麻取締法第5条、第21条 あへん法第12条、第44条 覚せい剤取締法第3条、第30条の2、第31条、第32条	
平成26年度予算額	1,476千円		

< 目 的 >

医療機関等の麻薬等取扱者に対する監視指導及び免許事務を行う。

< 事業内容 >

麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法及び覚せい剤取締法に基づく法定取扱者に対する指導取締りを実施し、正規ルート外への流出、不正使用の防止に努める。

また、麻薬・覚せい剤等に係る事犯捜査を行うとともに、麻薬中毒者の発生に際しては、必要の都度「熊本県麻薬中毒審査会」を設置し、措置入院者の入院継続に関する審査を実施する。

- 1 麻薬等の法定取扱者に対する指導取締り及び免許事務
- 2 麻薬・覚せい剤等事犯捜査
- 3 麻薬中毒者対策
- 4 麻薬使用適正化に向けた啓発・講習会
- 5 医療機関に対し、在宅医療等におけるモルヒネ徐放錠などの積極的利用並びに適正使用の啓発
- 6 向精神薬等盗難事故防止対策
- 7 危険ドラッグの取締り

新 危険ドラッグ対策事業 単

(事業開始年度:平成27年度)

実施主体	熊本ダルク、熊本県	負担割合	県 10 / 10
平成27年度予算額	3,970千円	(根拠法令等) 熊本県危険ドラッグ対策事業補助金交付要領 第四次薬物乱用防止五か年戦略(H25.8.7薬物乱用対策推進本部決定)	
平成26年度予算額	千円		

< 目 的 >

危険ドラッグ等薬物相談ダイヤル設置等に対する助成等により、相談体制を充実して再乱用防止を図り、危険ドラッグ撲滅に取り組む。

< 事業内容 >

- 1 危険ドラッグ等薬物相談ダイヤル設置(熊本ダルクが行う危険ドラッグ等薬物相談ダイヤル設置等に対する助成)
- 2 依存回復出張相談(県精神保健福祉センター及び熊本ダルクによる出張相談)

移植医療推進普及啓発事業 単

(事業開始年度:平成9年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10
平成27年度予算額	8,444千円	(根拠法令等) 臓器の移植に関する法律第3条 都道府県臓器移植連絡調整者設置事業実施要綱(H10.6.18健医発第946号 厚生省保健医療局長通知) 骨髄提供希望者登録推進事業実施要領	
平成26年度予算額	8,822千円		

< 目 的 >

本県内での臓器移植を連絡調整するコーディネーターを設置する救命救急センター(熊本赤十字病院)に対し、その活動に必要な経費を補助することにより、臓器移植の円滑な実施を図るとともに、県内の公的病院等40施設に設置した臓器移植院内コーディネーターを養成し、病院内の臓器提供体制の整備を図る。また、骨髄移植に関しては、骨髄提供の啓発とともに、提供希望者が登録しやすい環境を整備し、提供希望者の登録を推進する。

< 事業内容 >

- 1 臓器移植  
補助対象事業: 県臓器移植連絡調整者(コーディネーター)の設置及びその活動に必要な経費  
委託事業: 臓器移植院内コーディネーターの養成
- 2 骨髄移植  
広く県民に骨髄バンク事業の普及を図るため、啓発用資材を配布。  
人吉、天草保健所において、骨髄提供希望者の受付、採血を実施。

### 移植医療推進支援事業 単

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	県	負担割合	基金 10 / 10 (地域医療再生基金)
平成27年度予算額	9,469千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	9,469千円	臓器の移植に関する法律第3条	

< 目的 >

安心して暮らせる保健医療提供体制の整備を図るため、広く県内の医療従事者に対する移植医療推進の啓発、移植医療に関わる医療機関のネットワークの構築、移植技術の確保を図り、もって臓器移植を円滑に推進する体制を整備する。

< 事業内容 >

- 1 医師等養成機関における移植医療推進啓発事業
- 2 医療機関ネットワークの構築 (医療機関連携)
- 3 拠点病院 (熊本大学医学部付属病院) における検査体制の支援

### 移植医療体制整備等支援事業 単

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	県	負担割合	基金 10 / 10 (地域医療再生基金)
平成27年度予算額	2,953千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	2,915千円	臓器の移植に関する法律第3条	

< 目的 >

移植医療に関わる施設に対して、専門医等の研修費等を支援することにより、「臓器提供者」の増加に対応するため、県内の移植医療施設の人材育成等の体制整備を図る。

< 事業内容 >

- ・人材育成・・・脳死判定専門医等の養成費等の補助。

### 臓器移植コーディネーター人材育成基盤整備事業 単

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	県	負担割合	基金 10 / 10 (地域医療介護総合確保基金(医療分))
平成27年度予算額	4,993千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	1,631千円	臓器の移植に関する法律第3条	

< 目的 >

地域医療介護総合確保基金を活用して、県移植コーディネーターを育成し、本県における移植医療体制を確保する。

< 事業内容 >

- ・人材育成・・・移植コーディネーター養成等の委託。

### 薬事許認可事業 単

(事業開始年度：昭和23年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10
平成27年度予算額	3,456千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	4,409千円	薬事法第3条、4条、第12条、第13条、第24条、第30条の4、第39条	

< 目的 >

薬事法に基づき、医薬品等製造販売業等及び薬局・医薬品販売業等に対する許認可事務等の指導並びに生産振興等により製造業者の指導育成を図る。

また、法改正に伴う県規制の制定等について、知事の諮問により薬事審議会で審議・答申を行う。

< 事業内容 >

- 1 医薬品製造販売業者等の許可等事務並びに指導育成
- 2 薬局・医薬品販売業者及び高度管理医療機器等販売業の許可等事務並びに指導育成
- 3 登録販売者試験の実施
- 4 医薬品等のFD (フレキシブルディスク) 申請・審査システムの運営・管理
- 5 薬事法改正に伴う、衛生総合情報システム改修
- 6 薬事審議会の開催
- 7 薬事功労者等の知事表彰の実施
- 8 医薬品等適正使用推進

薬価等基準調査費

(事業開始年度：昭和23年度)

実施主体	県	負担割合	国 10 / 10
平成27年度予算額	5,095千円	(根拠法令等) 薬事経済調査等実施要綱 薬事工業生産動態統計調査規則 医薬品価格調査実施要領 特定保険医療材料価格調査実施要領	
平成26年度予算額	4,280千円		

<目的>

国の委託により医薬品、医薬部外品及び医療機器に関する毎月の生産等の実態を明らかにする。また、健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める薬価基準等の改定の基礎資料等を得る。後発医薬品の適正な普及を図る。

<事業内容>

- 1 医薬品等価格調査(医薬品価格調査・特定保険医療材料価格調査・調査客体精密化調査)
- 2 薬事工業生産動態統計調査
- 3 後発医薬品の安心使用及び普及啓発

医薬品検査及び一斉取締費

(事業開始年度：昭和23年度)

実施主体	県	負担割合	国 10 / 10
平成27年度予算額	1,690千円	(根拠法令等) 薬事法第43条、第69条、第14条第6項、第76条の4、第76条の6 薬事法施行令第74条第1項	
平成26年度予算額	1,658千円		

<目的>

国の委託事業として薬事法に基づく医薬品の検定業務、国家検定医薬品の一斉取締、医療機器特別監視等を実施する。

<事業内容>

- |                           |               |
|---------------------------|---------------|
| 1 医薬品検定事業(生物学的製剤国家検定)     | 2 医療機器特別監視    |
| 3 輸出証明の実施                 | 4 査察整合性確保の推進  |
| 5 製造販売後安全管理基準(GVP省令)査察・指導 | 6 無承認無許可医薬品監視 |

医薬品等安全確保対策事業単

(事業開始年度：昭和23年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10
平成27年度予算額	1,270千円	(根拠法令等) 薬事法第69条、第76条の8 毒物及び劇物取締法第17条 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第7条	
平成26年度予算額	1,525千円		

<目的>

製造から市販後までの各段階において、医薬品等の有効性・安全性を確保するための各種基準の遵守徹底を図る。

また、毒物劇物販売業者等における毒物劇物の取扱いについて、適正な使用、保管管理の徹底を図り、不正流通及び盗難等の未然防止に務めるとともに、事故発生時には、関係機関が連携し迅速に健康被害の拡大防止を図る。

<事業内容>

- 1 医薬品等製造販売業者等に対する査察の実施
- 2 市販後安全管理、品質管理、製造管理の各基準に基づく査察技術の研修
- 3 薬局・医薬品販売業者等に対する監視指導
- 4 医薬品等の収去試験、無承認無許可医薬品の検査及び広告の指導取締
- 5 毒物劇物製造業、販売業者等に対する監視指導及び工場、農家等業務上取扱者に対する適正管理、事故等防止の啓発、指導
- 6 家庭用品(繊維製品、洗浄剤、接着剤等)の試験検査

## 献血推進対策事業単

(事業開始年度：昭和39年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	4,082千円	(根拠法令等) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第5条、第10条 熊本県献血推進協議会設置要綱	
平成26年度予算額	4,367千円		

### <目的>

県内の医療に必要な血液を確保するため、県献血推進計画で定めた目標達成のための各種啓発事業を実施するとともに、各市町村における献血推進組織の育成、活性化を図る。

### <事業内容>

- 1 若年層献血者確保対策強化及び献血リピーター対策
- 2 献血推進リーダーによる啓発体制の確立及び具体的活動の強化
- 3 大型店舗等の展示スペースを活用した移動ギャラリー開設等による献血普及対策
- 4 愛の血液助け合い運動、はたちの献血キャンペーン等の各種広報活動
- 5 献血推進優良団体等知事感謝状贈呈
- 6 熊本県献血推進協議会の開催及び市町村献血推進協議会の組織育成、活性化

## 温泉保護対策等事業

### (1) 温泉指導費単

(事業開始年度：平成 年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	791千円	(根拠法令等) 温泉法第3条、第11条、第15条、第32条、第35条	
平成26年度予算額	825千円		

### <対象>

温泉掘削・増掘・動力装置の許可申請者、温泉採取事業者、温泉利用許可申請者、温泉施設経営者

### <事業内容>

温泉法に基づき温泉資源の保護を図るため、温泉の掘削、増掘、動力装置の許可申請案件について現地調査を行い、環境審議会(温泉部会)に諮問する。また、同法に基づく濃度確認、採取許可申請や温泉利用許可申請、掘削工事等の着手届等の提出に伴い、現地調査、確認を行うとともに既許可施設の立入調査を実施し同法の指導の徹底を図る。

(平成26年度許可件数) 掘さく 15件 増掘 3件 動力装置 15件 利用許可 35件  
採取許可 0件 採取変更許可 2件 濃度確認 8件 許可承継 1件

### (2) 温泉保護対策事業単

(事業開始年度：平成3年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	763千円	(根拠法令等) 温泉法第1条、第4条、第12条	
平成26年度予算額	950千円		

### <対象>

源泉所有者、温泉利用者

### <事業内容>

温泉資源の保護及び適正利用を図るための基礎資料の収集を行う。

- 1 自記水位計を用いた主要温泉地8ヵ所の温泉水位の観測及び解析
- 2 主要温泉地の温度及び揚湯量の調査
- 3 温泉の保護と適正利用に関する調査・研究

在宅訪問薬局支援体制強化事業 単

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	熊本県薬剤師会	負担割合	基金10/10(地域福祉基金、地域再生医療基金、地域医療介護総合確保基金(医療分))
平成27年度予算額	21,442千円	(根拠法令等) 熊本県保健医療計画	
平成26年度予算額	21,138千円	熊本県在宅療養対策支援事業補助金交付要領	

<目的>

薬剤師の参画により在宅患者への最適かつ効率的で安全・安心な薬物療法の提供を図る。

また、在宅訪問薬剤師支援センター及び在宅地域拠点薬局において、24時間対応で医療材料を供給できる体制の整備や、薬局における医療用麻薬の円滑な供給を行う体制の整備、在宅医療に従事する人材育成など、地域における在宅医療の基盤整備を図る。

<事業内容>

- 1 地域の薬局情報公開や他職種への積極的なアプローチ、在宅訪問業務の経験がない薬局を対象に必要な研修等を進め、高齢者が地域で暮らし続けられる地域包括ケアの実現に向けた環境整備を図る。
  - (1) 応需体制の整備事業
  - (2) 在宅薬局機能強化事業
  - (3) 広報活動支援事業
  - (4) 在宅薬剤師養成事業
  - (5) 保健・医療・福祉を繋ぐ仕組みづくりの推進
  - (6) 医療材料等供給支援事業
  - (7) 無菌製剤にかかる薬局薬剤師研修
- 2 在宅訪問薬剤師支援センター等整備運営事業
  - (1) 在宅訪問薬剤師支援センター及び在宅医療提供拠点薬局における在宅事業の運営
  - (2) 医療材料提供体制システム整備事業
  - (3) 薬剤師再就業支援事業
- 3 在宅医療提供拠点整備事業
  - (1) 在宅訪問薬剤師支援センター等整備運営事業
  - (2) 無菌調剤室施設整備事業

薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	熊本県薬剤師会	負担割合	国10/10
平成27年度予算額	5,091千円	(根拠法令等) 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)	
平成26年度予算額	5,091千円	薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業委託費交付要綱	

<目的>

地域の実情に沿ったセルフメディケーションに関する事業を実施し、薬局・薬剤師を活用した健康情報の拠点作りを推進する。

<事業内容>

熊本県薬剤師会に委託し、薬局・薬剤師が以下の事業等を推進できるよう、取組みを行う。

- (1) 飲み残しや飲み忘れ防止等の高齢者・要介護者に対する服薬管理
- (2) 禁煙サポート
- (3) 血圧計などの検査機器を用いた健康サポート
- (4) その他